



485

特10

319

091668-000-2

特10-319

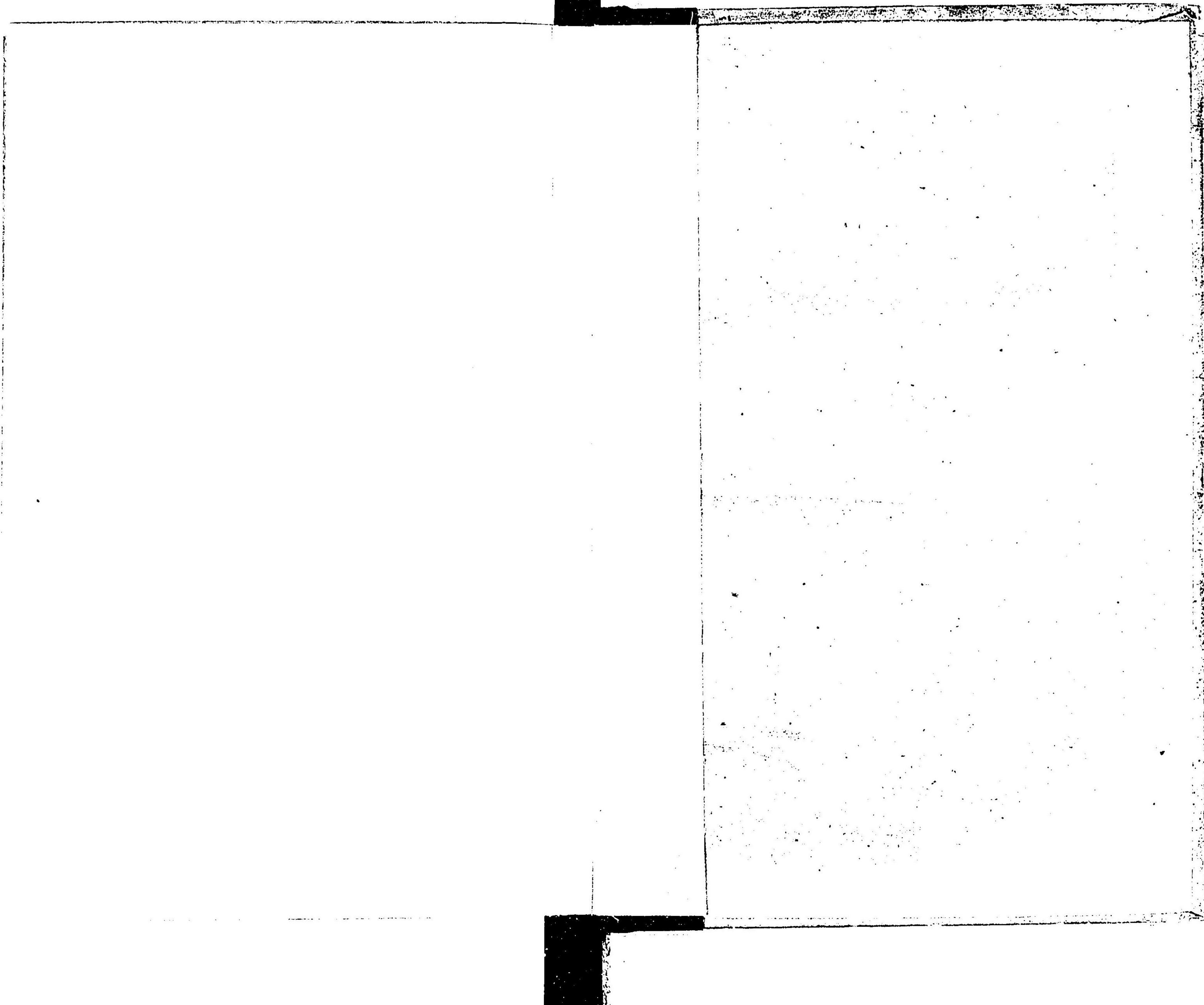
滑稽国滑怪戲事抱腸錄

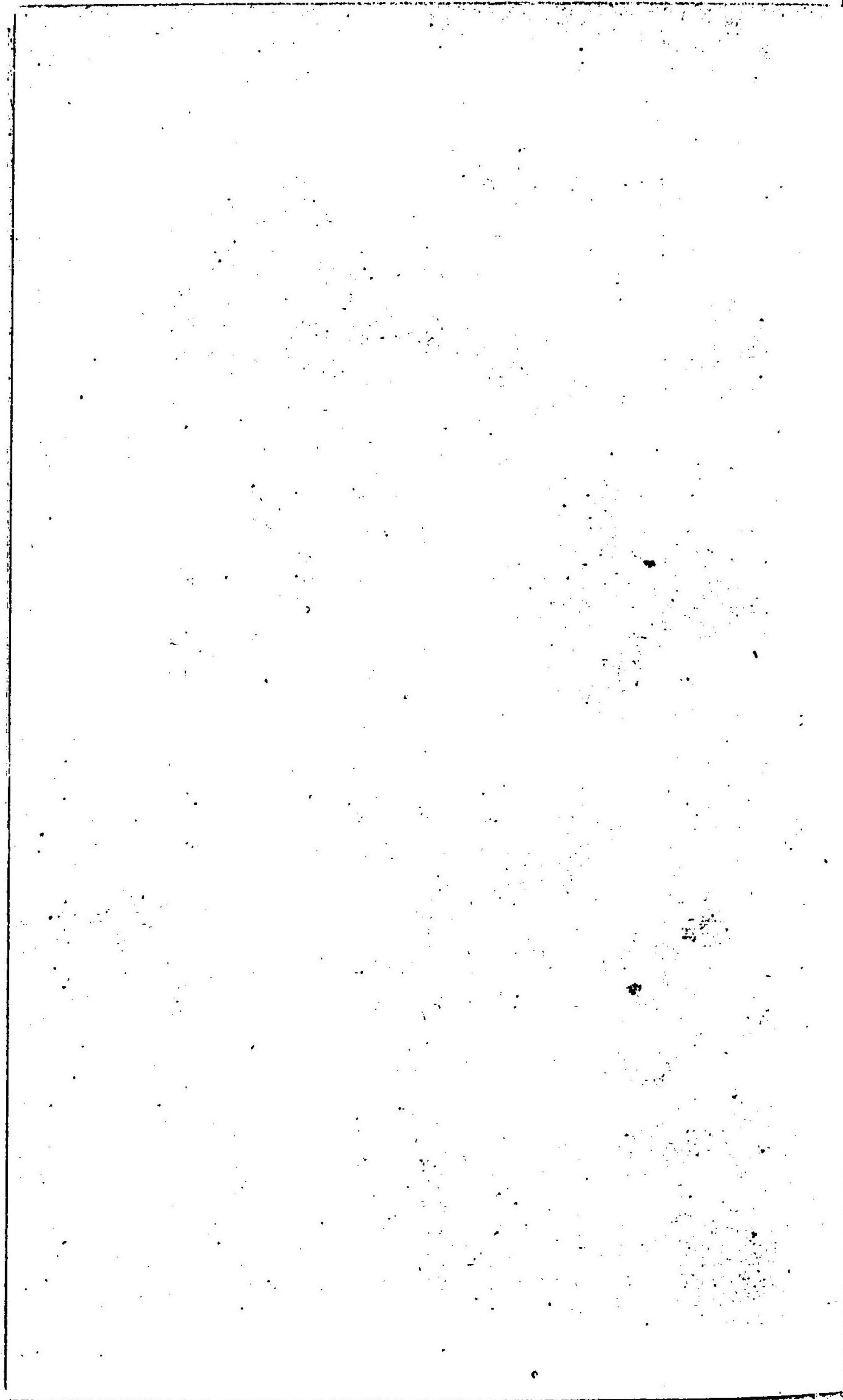
瘦々亭 骨皮道人 / 著

M24

DBO-0129







自序

誰か此書を読んで出鱈目と謂ふか、誰か此書を読んで出放題と謂ふか、  
 出鱈目は道人の得意なり、出放題は道人の自慢なり、道人は出鱈目  
 に依て飯を食ひ出放題によりて命を繋ぐ、故に道人が出鱈目出放  
 題を並べると今更物珍しき事には非ずして、諸君も遠くの昔はか  
 ら娯笑痴の答なれども、併しこの出鱈目出放題の元を尋ねれば、  
 強し道人のみの専有物にばあらず、其實は天地万物世界百般の事  
 皆出鱈目出放題なり、斯云はゞ是亦た出鱈目出放題に似たりと雖  
 も是はありは決して出鱈目出放題を云ふにあらず、試みに思へ天  
 に天上の規則あらは笑んぞ雷雨陰晴の變化あらんや、地に地下の



規則あらは何ぞ風霜寒暖の異状あらんや、然れば天に雷雨陰晴の極りなきは天上の出鱈目に於て地に風霜寒暖の異状あるは地下の出放題なり、天地已に變化異状の出鱈目出放題あり、人間豈に出鱈目出放題ならざるを得んや、彼の佛家の所謂地獄極樂神道の所謂高天ヶ原耶蘇の所謂天堂説の如き、或ひは商人が算盤珠を弾て金儲けを喜び百姓が鋤鋤を振回して收穫に誇り、娼妓が虚涙を盗して客の目尻を下さしめ、藝妓が化粧笑ひをして人の鼻毛を伸さしめ、等と皆是れ出鱈目の隊長出放題の親玉なり、是に因て之を見れば人間世界は取も直さず出鱈目の問屋出放題の専賣所あり、故に其出鱈目出放題の世界に生れて出鱈目出放題を並べるは

何の不可思議か是あらんやト、先づ出鱈目出放題の理屈を土臺として此出鱈目出放題の書を編著せり、讀者幸ひに出鱈目出放題の意味を了解せられん事を望むと、只出鱈目出放題の寢言を迂鳴て自序と爲すこと紙借

時に明治廿四年第一月帝國議會の眞際中智恵も淺草凡倉前の片隅に於て壯士江戸拂の噂に瘦ッ保痴た出來合面を擧蹙ながら

瘦々亭骨皮道人 ころぞと

自序終

滑稽國滑怪戲事抱腸錄

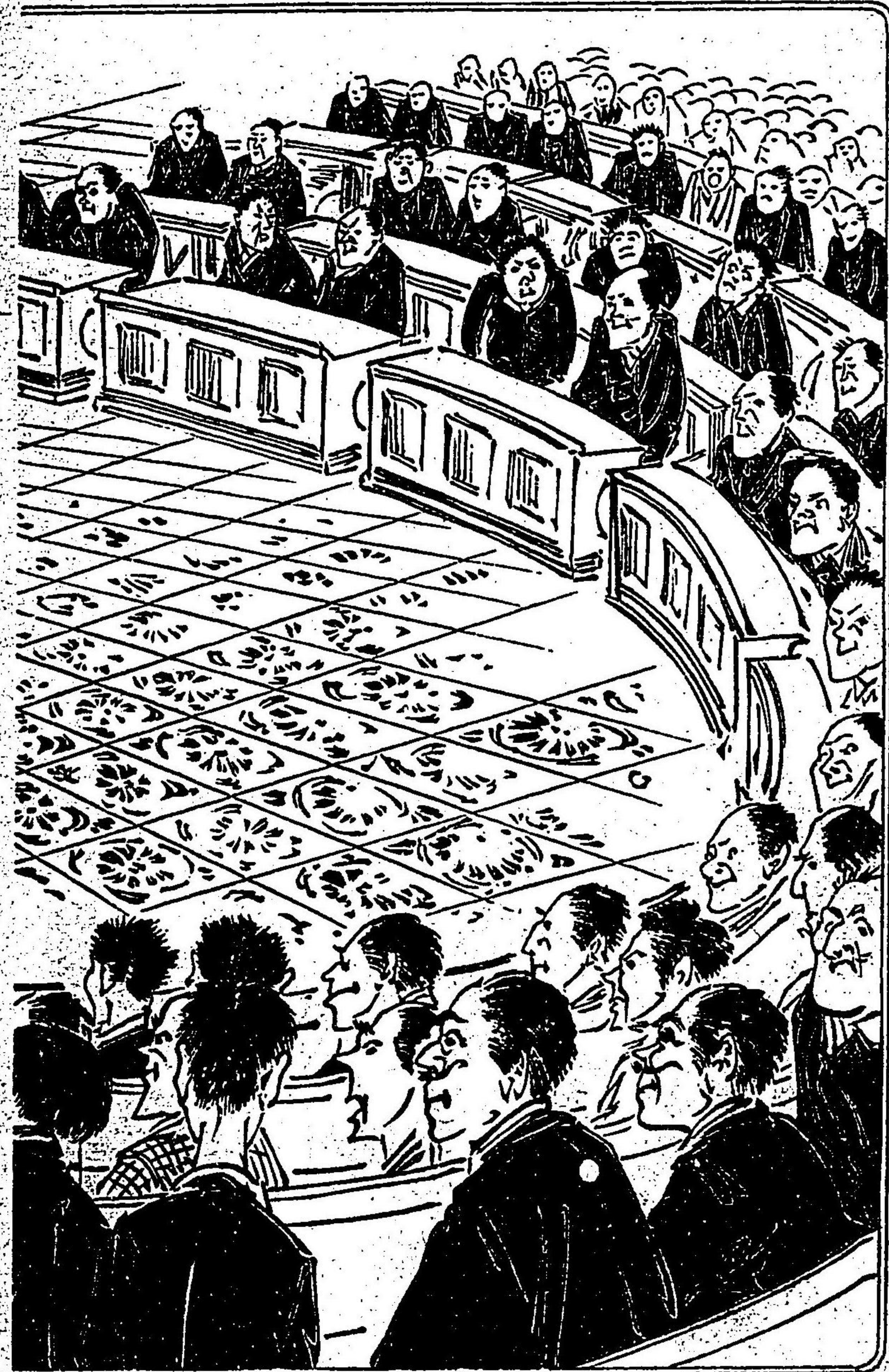
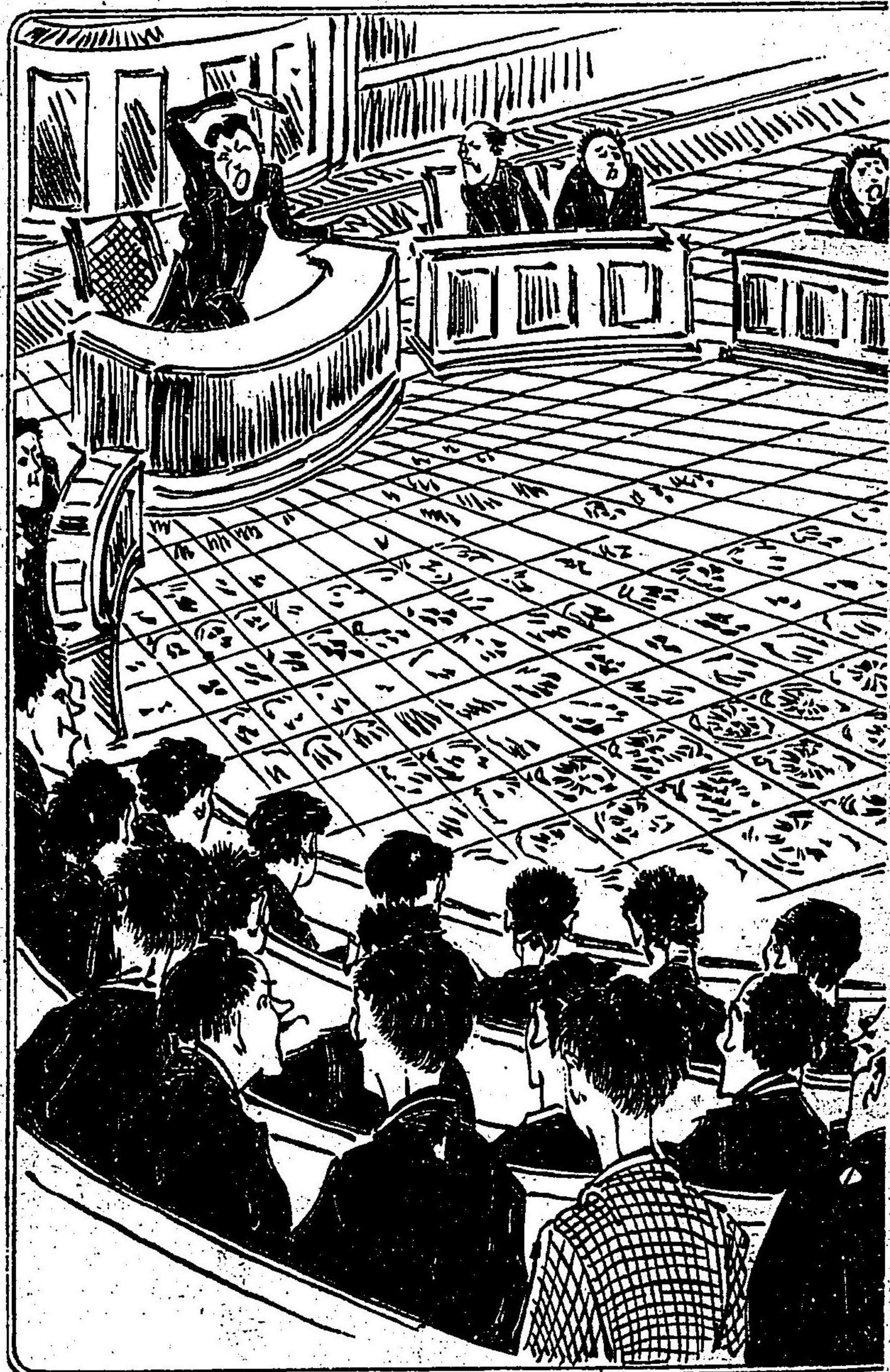
凡 例

- 一 此書は何の當途もなく只出鱈目出放題と書しり然れば此書と見て馬鹿くし  
いと思ふ人は讀ざるが宜し變者は只本さへ買て貰へば夫でニコく顔なり
- 一 此書は讀で身の爲になるとも限らず又身の爲にならないとも限らざれば讀で爲  
になると思ふ人は勿論讀べく讀で爲にならないと思ふ人も亦た讀べし
- 一 此書は物知先生の御覽に入れんとて作りしにはあらず故に物知先生が之と見て  
兎や角と難癖とつけるはチト野暮なり併しお譽下さるのには此限にあらず

明治廿三年第十二月

變者 骨皮道人 誌

滑稽國滑怪戲事抱腸錄凡例終



滑稽國滑稽戲事抱勝錄

目次

○第一日

開笑式かいせうしきの摸樣もやう並びにな戲事奇則げじきぎそく

○第二日にち目戲事日程

無敵法律むてきほりう

○第三日にち目戲事日程

金借奇則案かねかひきぎそくあん

○第四日にち目戲事日程

貸座敷奇則案かしてしききぎそくあん

第五日にち目戲事日程

船妓奇則案ふねぢききぎそくあん



○第六日目劇事日程

女郎買奇則案

附 權妻情例案

○第七日目劇事日程

酒香奇則案

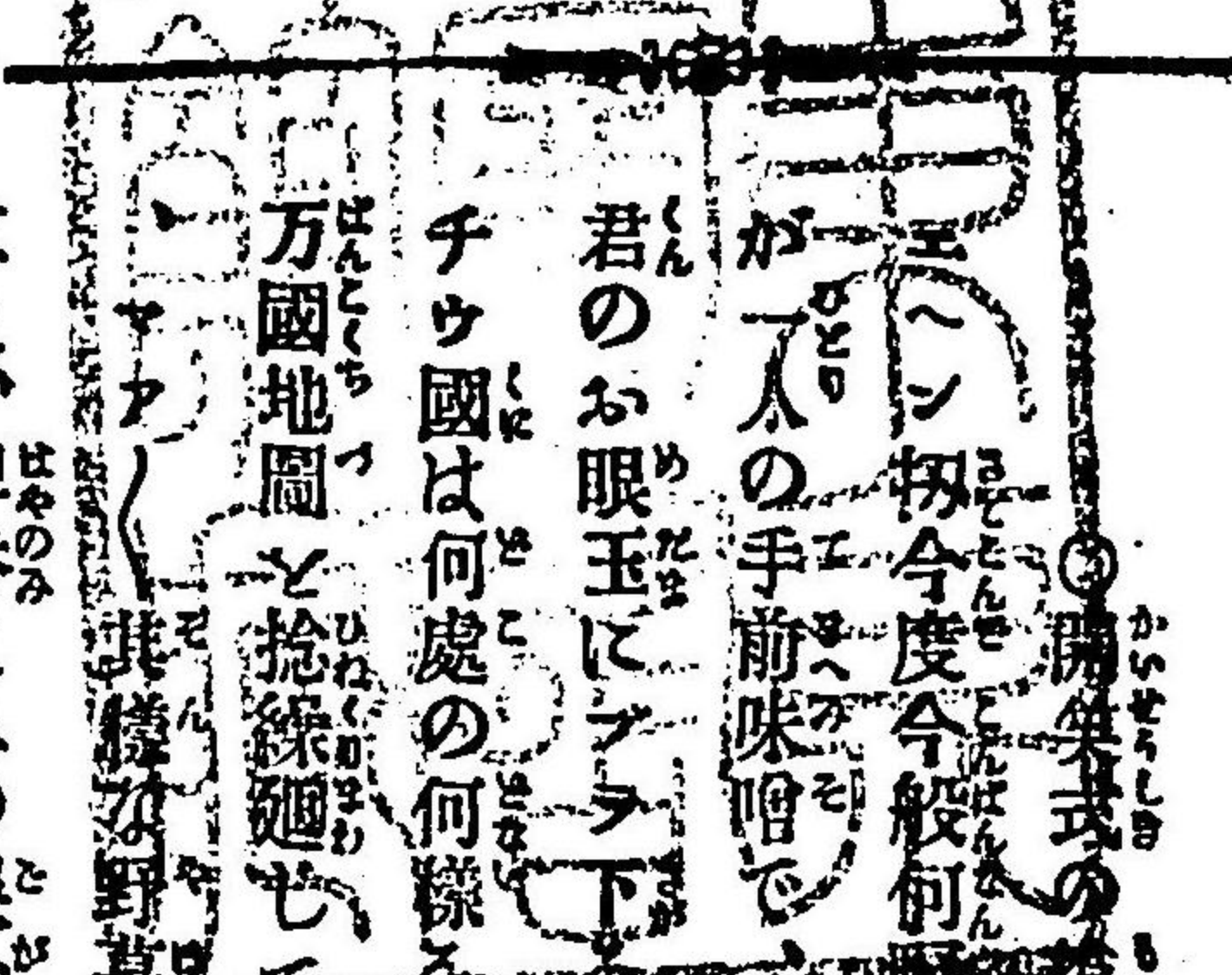
○第八日目劇事日程

狂育法案

滑稽國滑怪戲事抱腸錄目次終

滑稽國滑怪戲事抱腸錄

瘦々亭骨皮道人 著



○開案式の模様並に戲子奇則

切今度今般何野何兵衛に頼まれたと云ふ譯も絲瓜も何にも無く、只骨皮道人  
が人の手前味噌で、チト鹽加減は辛い知らないが、腹の虫と笑談の上で茲に諸

君のお眼玉に下、のは滑稽國の滑怪戲事抱腸錄で御坐ります、ソコで此滑稽國

チウ國は何處の何處、處にある國の、五大洲の中で何の邊に在る國ぞと、地球儀や

万国地圖と捻練廻して、馬鹿正直の理屈語に出られては道人も誤變答に困りますが

なと、早呑こみの誤合點と願ひます、ト先づ逃路とこしらへて置いて、扱この滑怪の

戲事堂と申すは、滑稽國出放題市嘘突區舌二枚町始終苦番地に、益槍然間振乎とし

て突立て居りまして、其建築は二階や三階處ではない捨置にして、一山百文にも  
買人のない入階(厄介)造り、其後面には無鉄壁と云ふ山を背負ひ、前面は僅の川と  
云ふ川に臨んで居ります。其後にはな事は云ふまでも無く、又その周囲には耻  
柿。一文梨。迂奴の太木。厚釜椎。粗松。着た梧。杓子定木。頼痴木。轉の木。不  
景木。麻胡橙。などの樹木がお先真暗で見へないやうに植込で居ります。野者  
は悪口も何にも云はずに呆れ、盲目は手探りとして其宏大に驚く位で御座ります。  
折しも今日は其開笑式と施行すると云ふので、何處のらドウ誤茶魔化して来たの、  
五百羅漢の魂魄が一時に飛出して来たやうに、フワリ〜と下つた鬼灯提燈、  
又何家の裏店の山の神を偽欺化して撈ッて来たの入口に交又へた湯文字の垢放、と  
打こなした日には一文の直打も無い、ト云って響る譯にも行ないが先づ場末の職工  
場で賣出しとするやうな有様で御座ります。尤も入口に二ツ通りあつて職員の入口  
傍笑人の入口と苦別が附て居ります。孰れも「靴の外昇降と禁す」と蚯蚓の長伸た

やうに書た木札が出て居りますが、靴にも色々あつて馬のツツ鉄ツツ窮ツツ偏ツツ  
などの種類があります。何の靴と穿て行のたう其邊の事は能く聞て見なけ  
れば知れませんが、夫のら其傍笑人の入口を道入て先へ一足後へ一足行と、其處に  
ツツ鬚と捻りながら虎の威を借てオツに威張て居る受附賤生が二三人、五月人形の安  
物が賣残ツたやうにオラリと並んで居ります。此安物の木偶衆に頭と下て頼むのは  
誠に忌々敷譯、如何にも氣の利ない次第ながら頼ま無ければ傍笑が出来ないのら道  
人は止と得ず狂詩と作つて出しました、其詩に曰く、

苗字、西森名、骨皮。 遙々運、足不ニ餘、儀

所承、滑怪幕明、趣。 何卒傍聽、願度、思フ。

此詩と見ると受附賤生は驚いたの驚る無いので無い出来合の椅子のらコロコロ  
〜と三四間も先の方へ轉けて行て、是は〜貴方が骨皮道人先生で御坐りな  
したの豫て御高名の程は承はつて居りましたが拜顔と得まするは今日只今が初て、

相とは知らず重々失敬の段平御容赦願ひ奉ります、ト来れば旨いものだが先方にも荒神様が附て居るのら中々さうは行ません、只鼻の先で何だ生意氣な奴がと言はない計りにフンと嗤ッて筆と執り、道人の次韻として挨拶と致しました其詩と見ると、

足下随分鉄面皮。

以テ狂詩頼は何儀。

乍然能守誤危則。

傍笑素無差問一思。

と書てあるので道人も鼻の先でフンと笑ひ頭の一ツも張固縁て遣ふのと思つたが先方が生て居る人間だのら先づ張倒す丈は止にして、案内者も何にも無しに目薬の引合に出る二階、子が首筋に爲て動きの出来ぬ三階(三界)、波も静に目出度治まると云ふ四階(四海)、眼玉と白黒して勝負と争ふ五階(基會)、天窓元ても淨氣は止め守ッ子でもお三とんでも手當り放体に口説附るは六階(纏繰ッ買)、流れと附込で古着屋が安く踏倒す七階(質買)、などの處と通り接て戲場の八階へ行て見れば、戲場は

馬鹿の寄り集る証據として天保錢の形に造り、其天保錢の形に準據でオラリと並んで居る三文奴子、是が即ち滑稽國の怠戯士たる醜戯員で御座ります、ソコで其真正面に獅子鼻とビコ付せて、山鳩が豆鉄砲と食たやうに、目ばかりパチッリくして居るのは云はずと知れた戯長賤生、夫のら其の横面に物知らしい面附として構へこんで居るのは、原案と説迷する爲に據ころなく面と晒して居る説迷異員、その又次に坊主筆と振回して葬式の帳附然と欠伸として居るのは、月給が欲さに仕方なし務めて居る書戯、と云つたやうな譯で爾してその戯長や醜戯員の名前は何して分るのと云ふに、流石は滑稽國だけあつて皆各自に名前と木札に書て頭に縛りつけて居ります、其の名前と見ると左の如くで御座りました、

戯長 鷲賀應海 副戯長 鶴野一聲

説迷異員 口野先輕 迂會茂勇藏 老野縁言 場加奈野郎太

書戯 聞取妙太郎 耳野早藏

醜 戲 員 姓 名

第一番 苦田尾卷右衛門 ○ 第二番 無駄奈骨折 ○ 第三番 三河野才藏 ○ 第四番 腹耳水藏 ○  
 第五番 囊中冷 ○ 第六番 馬井話太 ○ 第七番 小松田物太 ○ 第八番 佐藤甘藤 ○ 第九番 無  
 田口菊雄 ○ 第十番 酒尾吞助 ○ 第十一番 甘井團子兵衛 ○ 第十二番 岡目八目 ○ 第十三番  
 何賀難高 ○ 第十四番 桃栗三年 ○ 第十五番 鼻野下長平 ○ 第十六番 平氣野平左衛門 ○ 第  
 十七番 拳骨痛 ○ 第十八番 出鱈目勇内 ○ 第十九番 夢加現 ○ 第二十番 何野良軒 ○ 第二十一番  
 壁荷耳有 ○ 第二十二番 阿玉角藏 ○ 第二十三番 高井山藏 ○ 第二十四番 馬戸鹿平 ○ 第二十五番 鼻  
 輪獅成 ○ 第二十六番 熊野井苦四郎 ○ 第二十七番 安藤舊平 ○ 第二十八番 唐栖勘左衛門 ○ 第二  
 九番 目倉滅法 ○ 第三十番 赤井面也 ○ 第三十一番 面野川厚 ○ 第三十二番 夢中作左衛門 ○  
 第三十三番 目玉丸 ○ 第三十四番 青空高 ○ 第三十五番 何茂若蘭 ○ 第三十六番 財布唐之  
 助 ○ 第三十七番 大庇一發 ○ 第三十八番 神鳴五郎右衛門 ○ 第三十九番 法螺吹助 ○ 第四  
 十番 無敵流太 ○ 第四十一番 南戸堂太郎 ○ 第四十二番 唐辛子辛右衛門 ○ 第四十三番 紀

井田風海 ○ 第四十四番 靴野黒 ○ 第四十五番 神荷釘藏 ○ 第四十六番 鳥越苦郎太 ○ 第四  
 十七番 何田庇良坊 ○ 第四十八番 糞出茂藏衛 ○ 第四十九番 涎垂助 ○ 第五十番 面白勘兵  
 衛

この戲員は皆贅党中より出たるものなれば、或ひは自嘲党あり痴遊党あり、或ひは  
 怠蕩派あり、怪心党あり、其外主弱党、痴狂主党、保酒党、奴愚立党、哀酷降党、  
 珍保党、困弊党、金花党、など、色々の仲間がある様子、ソコで此日は開笑式として  
 戲長は左の思苦文と讀ました、

嗚呼扱も、目出度哉、今年今月今日は如何なる吉詳吉日ぞや抑々目出度事に  
 は種々様々あり高砂や此浦船と謠ふ夫婦盃も目出度なり新年と迎へて雑煮餅と食  
 も目出度なりオギヤア、と赤ン坊の飛出すのも目出度なりヤッショイ、とお  
 神輿を擔ぎ出そのも目出度なり其外五穀豊稔も目出度なり商賣繁昌も目出度なり  
 家運長久も目出度なり息災延命も目出度なりと雖も然も今日の目出度は目出度

ことはあらざるなり何となれば夫婦二人の目出度は只夫婦二人の目出度にして他人の我々は縦ひ壁一重越に高砂やの聲と聞とも却つて涎と垂その媒灼となるのみ根ッのらお目出度はなきなり又た新年と迎へたりとて囊中が暖かなれば餅も食ひ酒も飲で目出度けれども大晦日の關と戸棚の中に送り米屋も酒屋も往來止になりたる我々は却つて糞焼了簡と起すの元のみ些ともお目出度はなきなり又た五穀豊穰商賣繁昌家運長久息災延命の如きも大率一人一個のお目出度にして世間一体權兵衛も八兵衛もお目出度とは申し難ければなり然るに今日只今此處に開設する處の滑稽は前代未曾有の大典にして是より我々が饒舌る處の事柄は皆この滑稽國の笑ひの種となるを以て種々時々權兵衛も鴉がホシくれば之と打殺すの權と有し川に流るゝの土左衛門も之と突飛せばヒツドロ〜と化て出るの權あり其外金の欲さ者は稼いで儲けるの自由と得旨い物の食度者は勝手に買て食ふ事と得るの自由あり是れ之と目出度と云はずして何と目出度と云はんや夫れ然り然りと雖も物は

相談より成り相談せざれば何事も纏らず是と以て膝とも談合の語あり又た三人寄れば文珠の智ありとも云へり去ながら縦ひ三人が十人寄ればとて皆木偶の坊同様の人間にして各自に口から開放体の多話言と吐露ときは何年立とも事の纏まる氣遣ひなし是に於ての戲長なる者あつて其の木偶の坊と支配す故に戲長と云ふ役目は中々骨の折れる大役にして恰も數多の羅漢中に一人の釋迦あるが如し而して其の骨の折る釋迦の役目と此の鷲賀鷹海に脊負し付られたるは誠に有難迷惑とは云ひながら武部源藏の假聲にはあらざれど何れと見ても山家育ちの野ッ放賤生のみにして満足に戲長の役目と仕おふせやうと云ふ人は一人もなきもゑ止と得ず此の鷲賀鷹海が引受て盲目の杖となり手引となる事と笑諾せり然れば山家育ちの野ッ放賤生達は能く拙者の迷令に従ひ西と向よと號令と下せば一列に西に向き東に向よと差圖とすれば残らず東に向ふが如く唯命惟れ従ひ〜然ハイ〜乎として戲事と務められん事と冀望す依て恩苦詞と述べ併せて滿堂の戲員諸君に告ぐ

右の朗讀と終るや否や戯員の中より面野川厚と云ふ人が惣代となつてツカカ／＼アと  
も何とも云はずに戯長の前へ出て左の答辭と述べました

面野川厚 エ、只今は面白くも可笑くもない絲瓜の殻の中へ河虎が尻を放こんだ  
様な然も長たらしい思苦詞たる手前味噌だのと並べ立て迂鳴れましたが其中に我  
々醜戯員の事と木偶の坊だとの山家育ちの野ッ坊だとの或ひは釋迦の役目と拙者  
に脊負しつれけたとる色／＼の熱と吹れましたメコで平生ならガ／＼／＼と殿  
打つける處だが今日はお目出度日だから無益の殺生だけはお見合せとして我々醜  
戯員も先づ／＼お目出度と祝しせう扱そのれお目出度と祝するに就ては彼の阿房多  
羅坊主の文句に倣ふで「エ、一恐れながら勿体ながら申しあげます祝詞の文句が  
何がな何だと尋ねて見たら」との何との吐鳴ぶの夫とも又た彼の厄拂ひの眞似と  
して「ア、ヲ目出度な目出度な今日この場の御祝儀に目出度盡して拂ひませう」  
との何との道／＼のうのとも思ひましたがいや其様な事よりは寧ろその事「ツとせ」

節と出掛た方が却つて手輕で宜らうと云ふ處のら無い智恵と絞り出した娯迷作は  
先づ此様なもので御座いますエヘン

一ツとせー 人の知りたる我國は。コリヤエ。氣樂ぞろひの笑ひ顔。コリヤお目  
出たや

二ツとせー 脹れた面する者もなく。コリヤエ。何時でもニコ／＼笑ひ顔。コリ  
ヤお目出たや

三ツとせー 未來と云はずに此代のら。コリヤエ。極樂ぐらしの笑ひ顔。コリヤ  
お目出たや

四ツとせー 世にも目出たき泰平に。コリヤエ。家内睦みて笑ひ顔。コリヤお目  
出たや

五ツとせー いつも野ン氣に暮す身は。コリヤエ。借金あつても笑ひ顔。コリヤ  
お目出たや

滑 怪 抱 鴈 線

六ツとせー 無情矢鱈に法螺と吹き。コリヤエ。恥といいても笑ひ顔。コリヤお目出たや

七ツとせー 何と云ふにも洒落まぢり。コリヤエ。面白おろしく笑ひ顔。コリヤお目出たや

八ツとせー 鉛線算段する身でも。コリヤエ。いつも酒飲み笑ひ顔。コリヤお目出たや

九ツとせー 巨燵に尻のら潜りこみ。コリヤエ。罽絨伸して笑ひ顔。コリヤお目出たや

十とせー 當時日の出の滑怪は。コリヤエ。戯員のこらず笑ひ顔。コリヤお目出たや

是にて先づ開笑の式と終り夫より戯事の奇則と取極めるに當り酔だの蒞蒞だのと丸で五目鮮のやうに誤多くしたれど詰る處は左の通りに決しました

滑怪國滑稽戲事奇則

第一條 この滑稽は一國滑稽の見當と定め且つ諸資金の取立法および狂育の方法

そのほの難でも艱でも思ひ出し次第見當り放題減茶苦茶に笑談するため設く

第二條 この滑稽は前條に掲ぐるが如く難でも艱でも減茶苦茶に笑談するが故に

眞面目腐つた會議の如く一次會二次會三次會或ひは逐條審議あとの七面倒なる

事は之と爲さず早く云へば大ザツパイに遣らすものとす

第三條 此の滑稽は毎日誤語意痴時よりおツ初めて誤語苦時に終る者とす

但し戲事の都合により戲長は翠玉の皺と共にその時間と伸縮する事あるべし

し

第四條 この滑稽は男女と論せず何の何兵衛にても傍笑と許す

但し聲 啞赤ん坊等は此限にあらす

第五條 各戲員の饒舌場所は抽籤と以て定む是れ依怙最負なく公平主義に因るな



り故に戲員中自惚了簡と高慢痴癡とに依り氣儘勝手と以て人の風上に座る者は戲長これと罰するに拳骨二ツ三ツと以てす

第六條 戲事中に薩魔芋或ひの彈け豆等と噛り又は居睡り轉寝等と爲さんと欲する者は其都度く戲長の笑諾と經べく之に背く者は居睡り轉寝は拳骨と食はし目と覺さしめ食物とハリ附ものは戲長これとフンマシル者とす

第七條 戲事中に戲員が自腹と切て酒と飲も戲長笑諾の上は妨げなしと雖も醉拂ッて管と卷さ或ひは悶着とふッ初め或ひは甚九都々一等と謠ひ或ひは腕力と以て糞力味に威張等は之と嚴禁す

第八條 第七條末項の場合に於ては之と醜戲員に笑談して大道の真中に放り出し尙ほ懲ざる者は奇て集ッて無茶苦茶にナグリ附る者とす

第九條 戲事と開く時戲長は書戲として戲事案と朗讀せしむ故にその時は能く耳糞とホヤンッて謹勵すべし若し間違ひあるとも夫が爲に二度讀等は爲ざる者とす

とす

但し戲案に小六ヶ敷文字あるときはいはるは字引と用ゆる事あるべし

第十條 戲案に付き饒舌らむと欲する者は先づ突立て戲長と呼び戲長の笑認と得て吐鳴はじむべし若し二人以上誤多くと一所に突立ときは戲長はその中の一入として饒舌らしむ

但し言葉の遣ひ方は縦ひ外道と云ひ畜生と云ひ馬鹿と云ひ阿房と云ひ頓魔と云ひ瓢ッ床と云ひ間抜と云ひ腐抜と云ひ東變撲と云ひ頓痴奇と云ひ野呂間と云ひ汚短珍と云ひ漂碌玉と云ひ穀潰しと云ひ何と云ひ彼と云ふとも勝

手次第

第十一條 戲事中一問題の濟ざる間は外の問題に就て餘計な饒舌りと始めると許さず

但し素敵滅法界の迷説にして特に戲長の笑認と得たる者は此限にあらず

第十二條 戲事中は何の誰兵衛何の何右衛門など、長たらしき姓名と云はずして  
戲長又は何番戲員と云ふべし

第十三條 戲事饒舌り競の末その可否と定めるの法は各戲員として突立しめ其の  
突たつ者惣頭數の半分に過れば之に決し半分に足ざるときは之と尻消とす

但しヒヤ／＼或ひはノウ／＼の言語と以てする者は賛成員と不同意とに拘  
はらず總て可否決の勘定に入れず

先づ是丈の事で開笑式の日はお仕舞となり芝居の終幕なら馬鹿出る／＼と太鼓と敲  
處だが其處は怪戲だけに果痴／＼と柵木と撃て、場の人と追ひ出しました

○第二日目戲事日程

○無敵法律

戲事奇則の通り誤語意痴時より醜戲員皆着席す老人あり若手あり馬面あり狸面あり

洋服の者あり日本服の人あり恰も人形遣ひの土用干の如し時に戲長意氣鷹海は例の  
如く水ッ鼻と啜りながら醜戲員に向ッて曰く今日戲員の中にて二日酔或ひは借金や  
大頭痛或ひは儘の川の川留或ひは火の雨に降込られるなどにて不參と届け出たる人  
が苦人ありますのら此事と一寸報告いたしますッで又た今日是のら諸君の智慧袋  
と借て笑談致すのは無敵法律と云ふ世にも稀なる奇々妙々な戲題でありますのら諸  
君に於ても憤鼻揮と堅くべて（この時越中 禪はどうするぞと吐鳴ものあり）十分  
にお饒舌りわらんことと願ひますト云ひ終ッて書戲に戲案の朗讀と命す然るに書戲  
の聞取妙太郎と云ふ男は少し近眼と見へて戲案とヒタリと顔へオッ附け茶番狂言の  
勸進帳とでも云ひさらな身振で震へ聲と出して讀初めたり曰く

無敵法律

第一條 焼餅とやく女房は速やのに敲き出すべし

戲長曰く先づ此の一々條に就て宜どの悪いとか云ッて誤覽じる尤も原案の中に分ら

ない事があつた節には説迷異員に就て誤質問と成さるが宜しい四十番(無敵流太)曰く然らば本員が皮切に饒舌り出しますエヘン底で以て蓋と明て原案と見るときは只焼餅とやく女房は叩き出すべしとあるばかりで外の事は些とも書てありませんが全体女房と叩き出すのは焼餅に限る譯でありませぬ果して然らば何故に何云ふ譯がらで焼餅に限り女房と叩き出すのでありませうの一寸説迷と願ひたい説迷異員(卯曾茂勇藏)曰く如何さま章魚様誤尤ものやうでも尤もでない誤質問……宜しい篤と誤合點の參るやうに誤説迷致さう……諸君も誤承知の通り昔し毛唐人國の奇則によると七去と云つて女房と退出すのに七ッの箇條がありませぬ乃ち亭主に従はざる者は退出すとの或ひは焼餅とやく者は退出すとの或ひは饒舌りの女房は退出すとの或ひは泥坊根性のある女は退出すとの其外また難たとの艱たとの小六ヶ敷箇條がありますけれども夫ら見ると今はまだ箇條が殖て居て大飯食ひの女房は去るとの亭主と尻の下へ敷女房は去るとの色々七面倒臭い事になつて居るら夫と一々變處

へ並へ立た日はは實に際限のない事でありませぬら只焼餅は女房の慎む處、煎氣は亭主の苦しむ處」と云ふ處のら女房の慎むべきもの、第一だけと此處に擔ぎ出したのであります故にこれで氣に食ない人は何とでも醜正と成さるが宜しい三十番(赤井面也)曰く説迷異員の誤説迷で原案の意味だけは了解しましたが扱わつた處で考へて見ると盲目の亡者が眞晝間に化て出た有様でマルで見當違ひるとおもひます何故のと云ふに此の原案は無敵法律と云ふ名目でありながら焼餅やきの女房と退出すと云ふのは當り前の事で決して無敵法ではありませぬ實際無敵法と云ふのは何様なに貞女であらうとも亭主孝行であらうとも氣に入らない時には無茶苦茶に叩き出すのが本當の無敵法でありませう故に是は人事變の部類にでも入れ、ば兎も角も無敵法律の中へ組込むのは甚だ見當違ひだらうら恰も盲目の亡者が眞晝間に化て出たのと同じ事だと云ふので御座いますト云つた處で然らばドゥすれば宜のだと云へば本員は之と刎除て仕舞より外に仕方はないと思ひます十八番(出鱈目勇内)曰く如何に

も三十番戯員の云はるゝ通り此の原案の儘では無敵法の中へは組込ませんけれども併し第一條と削除して仕舞た日には恰も首のない人のやうなものが出来まするら先づ第一條は一條で生して置いて只その文句と斯しては如何でありませうのオッホン「女房に飽たる時は何時にても叩き出すべし」斯しやうと思ふのですが諸君の中これに同意の人はありますまいや廿九番(目倉滅法)曰く女房と疊は度々のわつて新しのが宜と云ふ事があるのら本員は十八番戯員の修正説に同意致します戯長曰く諸君はまだ不馴でロクな事は饒舌れないのら一先づ此邊で決と探ませう第一原案同意の人は突立て見たへ「起立少数」にて消滅次に十八番戯員の修正説に同意の人は突立たまへ「起立多数」よつて之に決す次に第二條と朗讀せしむ曰く

第二條 人より喧嘩と賣のけられたる時は遠慮なくこれと買べし

但し先方の相手強しと思ふときは尻と端折つて逃げ出さすも妨げなし

三十五番(何茂若蘭)曰く黙止て原案の通りに従ふのも氣が利ないのら何との難癖と

つけ度ものだと色々考へたけれども別段旨い考へも出ないのらア仕方なしに原案賛成と遣つて置させう四十二番(唐辛子辛右衛門)曰くなるはど人ら喧嘩と賣のけられながら只「イ」と平突張て居るのは翠玉に對しても濟ないのらオット笑知と買受て先方で一本の拳骨と振あげて来れば此方では二本の拳骨とふり上げて行き先方で播木と持て来れば此方では天秤棒と持て行き先方で一ツ毆打れば此方では利息とつけて二ツ毆打つけると云ふ位に仕なければ無敵法の仲間入りは出来ないが併し先方が腰抜野郎一人なら随分此方と思ふ存分に毆打つてワハ、ーイさせア見ると大威張に威張て播隨院の長兵衛糞と喰へ腕の喜三郎尻でもシヤオれと行けれども先方も生て居る人間だのらソウ旨くは問屋で卸して呉まいし殊に先方は大勢味方は一人たよるお前はニタ心と来た日にやア猶更閉口頓首の至りだが其時にはドゥしたものでありませうの一説迷と願ひたい説迷異員(場加奈野郎太)曰く四十二番戯員は餘ほど耄祿として居られると見へる其様な時にこそ此の但し書が入用なのだ

らヨーク眼玉とハッ開いて原案と誤覽じる四十二番曰くイヤ狂縮くなるはどなア  
是は能く分りましたナールはど此様な逃路があつたのでそのイヤ夫なら無論原案と  
賛成致します戲長曰く原案の賛成ばかりで外に面黒い説も出ないやうですのら戲長  
の潜断と以て原案に取極ます……處で第三條に移るのら書戲の迂鳴のと能く聞たま  
へト言以畢ると待て書戲第三條と朗讀す曰く

第三條 常に人の事と糞味噲に打こなして成るべく交際と狭くすべし

廿四番(馬戸鹿平)曰く本員は此の原案に就て少しく申し分があります常に人の事と  
糞味噲に打こなすのは宜しい打こなすのは宜しいが交際と狭くしては如何に無敵法  
と働らうと思つても相手のない喧嘩は出来ずすまい例へば楠孔明が何様な軍士で  
も三浦屋の高尾が何様な手取でも敵のない軍は出来ず客が無くては手管に乗る事も  
出来ないのと同じ事で御座います故に本員はこれに醜正と加へて「常に人の事と糞  
味噲に打こなし且つ成べく交際と廣くして暴れられるだけ暴れるべし」と仕やうと

思ひます七番(小松田物太)曰く廿四番戯員の醜正説はドウしても本員には了解ない  
ナせならば常に人の事と糞味噲に打こなして夫で交際が廣くなりやう筈がない尤も  
啞や聾なら知らない事満足に口も利き耳も聞へ飯も食ひ糞も垂る人間が頭から糞味  
噲に打こなされて夫でもヘイ〜と頭と下で交際とするやうな大ペヲボウの三太郎  
が何處の國におりませうのイヤハヤ飛でもない誤迷説だアハハハ、其様な阿房らし  
い事と自慢らしく饒舌練よりは黙止て居た方が結句奥行が知れなくて宜しのらうア  
ハ、雉子も鳴ずば打れめへとは君の事だハツクンヨン畜生め戲長曰く七番戯員は  
只二十四番戯員の揚足と取たばかりで原案に賛成やら醜正説に同意やらサツパリ譯  
が分らないの誤戲論は何方でありますの七番曰くイヤ本員は何方に賛成の同意だの  
と云ふ了簡は聊かも御座らん只原案に人の事と糞味噲に打こなして云々とある處の  
ら思ひつらて一寸これと實際に遣て見ただけの話しですアハハハ、(このとき拍  
手喝采ヒヤ〜の聲頻に起れり)十一番(甘井團子兵衛)曰く本員は全体この原案の

意味が了解ないが一体全体なにもるに交際と狭くするのでありませうの説迷異員（口野先輕）曰くエ、ト夫は何です斯云ふ譯なんです實は此の原案と出すに就ては色々に脳味噌の誤厄介になりましたが何も思はしい考へも出ない處のらマア宜い斯でも遣て置ば戲員諸君が何とこのコチ廻して工夫と附て呉るだらうとホンのだらう了簡で無敵法の原案だら何とも附おに無敵法な事と書て置たのでありますのら其處は戲員諸君の働らさで然るべくやう誤笑談と願ひますのぢや廿二番（阿玉角藏）曰く如何に無敵法だらうと出案者でさへ分らないものが他人の我々に分りやう筈がないのら本員は知らざるぞ知らずとして之と打遣り更に其文句と縮めて「常に人の事と糞味噌に打こなすべし」と致さうと思ひます戲長曰く兎に角終決と致しませう然が是と土臺にして起立に問て見やうと思ふ説もないのら先づ廿二番の修正説でも土臺にして起立と取て見ませうエ、ト諸君よ廿二番戲員の修正説に同意の人は突立て見たまへ「起立多數」エ、誤覽の通りの起立ですのら先づ是にでも決して置ませう夫の

ら今度が第四條……書戲はシテ起て戲按と朗讀す曰く

第四條 腹の減たる時は他所の家へ行て飯と食ひ寒き時は人の着物と借て着るべし

二十番（何野良軒）曰く是も第一條と同じやうな見當違ひで腹の減たときに人の家へ行て飯と食ひ寒いときには人の着物と借て着るのは是は吝嗇の部類へ組入べきもので決して無敵法に屬するものではありません尤も「腹の減たる時は何處へでも飛込で無茶苦茶に之と食ひ寒き時は人の着物と横取して之と着るべし但し此の場合に臨んで先方でグオ〜吐露せば拳骨と固めてボンコツと食はせるも妨げなし」とでもすれば何の斯の無敵法の事にならうと思ひますのら本員は此の醜正説と擔ぎ出しす三十九番（法螺吹助）曰く二十番の醜正説は角と直さうとて牛と殺すの論で爾した日には無敵法ではないマルで泥坊となります故に本員は泥的のお仲間入りは眞平御免と蒙るとして先づ何氣なしに原按と賛成して置ます四十七番（何田屈良坊）曰く本

員は極々心底腹の中より正直一方の男で百圓札へ一圓札と並べて何方と取るのと云へば無論百圓札に手と出し酒一升と水二升と並べて何方と飲ると云へば縦ひ嵩は少なくとも酒の方と飲む位に正直な生れつきですのら無敵法など來た日にやア何とドゥして宜のやらサツパリ分りません尤も人の着物と借て其儘叩き賣たり人の物と買て金と拂はない位な事は時たま遣のしますけれども是とても先方から殿敷催促として來りやア三斗笠と縦に被つて逃げて居る若し途中で出會しやア仕方がないのら腕づくで叩き摧ひて仕舞ぐらゐな事しの出來ないやうな意思痴なしですのら此の原按なんぞは逆もお茶の粉で論じる事も出來ません……けれども「結て仕舞との結はずに置この思按ならばの洗ひ髪」と考へて居たばかりでは意味が通じないのら先づ本員の云ふ事が果して諸君の意中に適するや否やは知りませんけれども若し諸君に於て成はせ尤もだナーと思召せば誤同意下さるが宜し若し諸君に於てイヤ其様な手ぬるい事では駄目の皮の横鼻揮たと打こなされたならば誤賛成と願ひますッ

コで以て本員の迷按は如何であるのと云ふハナニ外でもない只原按の儘で宜のらうと思ふので御座います三十一番(面野川厚)曰く先刻より諸君の様子と見るに只欠伸や脊伸としてロク／＼身に染て饒舌る人もなく隅に饒舌り出す人があるのと思へば原按の通りで宜しい／＼とばかりで何の屈玉の臭味も發せず徒らに時間とスカン屁の如く空しくするのみならず原按の通りで取極て事が濟ならば敢てこの怪戯と開くにも及ばず且つ怠戯士として面と晒すも其の効能なきは恰も雨晒しの石地藏も同じ事ではありません故に本員は醜戯員に抽んで出で全くの修正説と出します而して其の醜戯員に抽んでたる修正説は如何なる誤迷説のと云ふに乃ち原案の本文だけは其儘にして置て之に但し書の一ヶ條を加へるのであります其の但し書は曰く「但し食たる物は食徳として返禮と爲すに及ばず借た着物は貰つた物と同様の取扱ひにして差支へなし」ナント諸君のうしては如何でありますやうの三十六番(財布唐之助)曰く本員は頗る迷案がありますけれども滅多な事と云つて諸君に目でも廻されると困

るのら先づ無遺作に三十一番戯員に但し書と着附る説に同意して置ませう戯長曰く  
原案にも賛成者あり三十一番戯員の修正説にも賛成者があつて兩方とも戯題となつ  
て居りますが先づ原案に同意の人は突立て見たまへ(起立十二三人)少數にて消滅次  
に三十一番の但し書と加へる説に賛成の人は起立したまへ(起立二十五六人)多數に  
よつて之に決す次に第五條と朗讀せしむ曰く

第五條 米屋酒屋の借は勿論その外家賃損料等に至るまで一切これと胡麻化す者  
とす

但し家主より店立と申し來りし時は相當の立退料と請求し其他の借金と取  
に來る者あれば迷譽回復と訴へる事と得

四十八番(糞出茂藏衛)曰く原案と賛成すると三十一番戯員の尻と食ふのも知れな  
いがカツ來られちやア賛成せずには居られないのら一も二もなく原案と賛成致し  
ます四十番(無敵流太)曰く拙者も右同断です戯長曰くこの原案の通りに實際行なは

れるならば諸君に於ても無論異議はありますまい若し異議がなければ之に決して置  
ますソコで今日はまだ初舞臺で諸君が戯事に馴ないのら流石に一奇當撰の怠戯士も  
ヘドマドして丁度芝居の初日に黒ン坊の臺詞と當にして勘平が腹と切損なつたやう  
な鹽梅で誠に不出來でしたが是より明日の戯事日程とお聞に達して置のら誤危宅の  
後は雪隠へ這入なり戸柵へ潜り込なり其處は勝手次第臨機應變の誤了簡と以て明日  
の饒舌り工合と能く警古して置れるやうに致し度ものです……處で明日の戯事日  
程は金借奇則案と言ふのですのらヨーク耳糞とホサクツてお聞成さりませト戯長の  
前口上終つて書戲の番となり戯案と朗讀す曰く

金借奇則案

第一條 何人論せず金の入用なる時は銀行質屋高利貸又は懇意の人お就て金と  
借るとと得べし

第二條 金借と分つて抵當借信用借の二種と爲す



第三條 凡そ金と借んと欲する者は先づ相當の品物と持參して如才なく立廻り成べく金主の機嫌と取りヒヨコくお辭儀と爲し能くその事情と述べて頼み込むべし

但し陸八百と並べて金主と欺すべからず

第四條 貸主より証書と寄越と云ふ時は貸主の注文する通りに証書と認め証人と連署の上これと渡すべし

第五條 銀行に行き地所家屋等と抵當として金と借るときは借人に於てお客様顔とするも差支へなく又た質屋に行き着物そのは諸道具と以て金と借る時はなるべく旨く饒舌りつけて一文にても餘計に借るべし又た高利貸に就て金と借るときは利息の高さと期限の短のさとに就て愚圖く苦情と云ふべからず

第六條 借たる金と返すに面工の附ざる時は其期限前に延期の儀と金主へ申し込み置べし若しその手續と爲さずして居催促と受け又は身代限りを取らるゝと

も是に對して逆捻と食はす事と得ず

殿長曰く只今書讀が讀みあげた丈の六ヶ條と明日讀しますら呉々も能く下稽古として出席せられん事と奇望いたしますソコで今日は是でお仕舞ですのら是のら權君の處へソケ込んで鼻毛と伸さうとも權君のない人は辣味増臭い山の神と相手に一杯さこそし召さうとも其處は諸君の誤隨意になさいましへい左様なら

○第三日目戲事日程

○金借奇則案

殿長曰く今日の原案へ已に昨日申しあげて置た通りで御座いますか如何に下司の智恵は跡のら出ると云つても最早や十分に腹の支度も出来ましたらうのら何様な出放題でも何様な出題でも胸に浮んで來次第ペラくおと饒舌りなさいませ尤も今日の戲案は少し眞面目くさいやうだけれども米の粉とコネて團子にするのは團子屋の

手際、辛い田舎味噌に練と交て甘く食せるのは味噌屋の工夫で此の原案に就て笑はせるのも怒らせるのも澁ッ面とさせるのも脹れッ面とさせるのも皆是れ諸君の口前にある事で御座いますから饒舌緑の、下手な人は竹の皮包みの天麩羅と食せながら饒舌らるゝとも或いはマフゝと舌の回りすぎる人は澁ッ柿と嚙りながら饒舌らるゝとも其様な事はドウでも宜しいから成るべく澁ッ面や脹れッ面とさせないやうにグツと横鼻揮とびてト云ふと又た越中横鼻揮は堅くべられないと揚足と取る人があゝるのも饒れないが兎に角自己がと云ふ息込みでれ饒舌りと願ひますト云ひ終つて書戯に戲案の朗讀と命す書戯乃ち勿体らしく朗讀と初む曰く

金借奇則案

第一條 何人論せず金の入用なる時は銀行質屋高利貸又は懇意の人に就て金と借る事と得べし

職長曰くア此處です昨日は大層不出來でしたのら今日は其理合せにチト魂ひと入

れのへてイヤ魂ひは入れ替る譯には行まいが成べく氣とつけて誤笑談と願ひ度尤も原案に就て分らない處のあたば其爲に面と晒して居る説迷異員と云ふものがあるのら之に就て遠慮なく質問と成されて宜しい第五番(糞中冷)曰くエヘン夫ぢやアチヨツクヲ一寸説迷異員に質問と出掛ますエヘン此の第一條はエヘン誠につまらないエヘン有ても無くても誰にでもエヘン知れ切た事のやうに思はれますが是でもエヘン何の別に意味のある事で御座いませうの説迷異員(口野先輕)曰く五番戲員の誤質問は何だのエヘンとばのりて十分に其の言葉が聞取ませんけれども察する處此の第一條の意味とお尋ねに成たやうに思はれすのら是に對して答辨と致します……如何にも是は誰でも知り切た事でありませ……けれども廣い世の中には金は天下の廻り物だと云ふが自己の家へは何時廻ッて来るの知らんなど、只安戲樂園として待て居るやうな大馬鹿者もありませんのら其様な當にならない事と當にして待て居るよりは銀行なり質屋なり高利貸なりへ行て入用だけ借て來た方が早手廻しで宜と云ふ

事と知らせんが爲に此の個條と設けたのであります廿二番(阿玉角藏)曰く私しは原案と賛成致します三十五番(何茂若蘭)曰く僕も原案賛成廿五番(鼻輪獅成)曰く本員も原案と賛成致しますが併支文句の中に少し重腹ではないのと思ふ處がありますこの修正と願ひ度、即ち前に金の入用なる時は云々とあれば後の金と借る云々の金との二字は餘計なやうに思ひますから此二字と削除ては如何でせうが三十八番(神鳴五郎右衛門)曰く本員は廿五番の修正説に同意です戲長曰く二十五番の修正説の三十八番の賛成者ありて戯題となりました(此時決々と云ふ聲四方に起る)ソコで格別誤説も出ないやうですのら最早や是にて決と採ませう先づ二十五番の修正説に同意の人は突立たまへ「起立三十五名」多數によつて之に決す次で第二條と朗讀せしむ曰く

第二條 金借と分つて抵當借信用借の二種と爲す

説迷異員(口野先輕)曰く諸君のら説迷の催促と食ない中にお先廻りとして此の講釋

と致しませう扱て抵當借とは例へば火の車賃棒等と抵當として金と借る者と云ひ信用借とは抵當も何にも無しに只證書だけと入て金と借る者と云ふのでありますのら諸君は其お積りにて誤討戯と願ひます四十一番(南戸堂太郎)曰く本員は此の原案とは大變な反對でありますエヘン今その理由と饒舌りませう諸君能く聞たまへ能く聞て感心したら賛成したまへエヘン抑く金と借るのに抵當と出すならば奇則も絲瓜も入たものでは無い尤も百兩の抵當に編笠一蓋と云ふやうな抵當なら奇則も入るの知りませんが今の此辛い世の中に編笠一ツで百圓處の文久錢一ツも貸者はありません故に百圓借るには百圓だけの直打のある物と抵當に仕なければ成らないが百圓のりるのに百圓の抵當と出すならば何處へ行ても誰に相談としても二ツ返事で貸ます然らば金借と云へば無論無抵當の事で抵當と出すのは此奇則外の事にして宜のらうと思ひますイヤ自分で饒舌りながら自分にも分らないやうに成て來が兎に角私しは此の第二條の區別は無くても宜のらうと思ひますのら茲に削除説と提出いたします

(此とささヒヤ〜とソウ〜の聲交はり起る) 四十七番(何田屈良坊)曰くイヤハヤ四十一番の誤説は奇妙奇手列を誤説だナせならば縦ひ百圓の抵當と出して百圓の金と借るに致せ或ひは五十圓の抵當と出して三十圓の金と借るに致せ其品物と先方へ遣ッ切に遣て仕舞た者ならば夫は品物の賣買と云ふもので抵當と云ふものではありません法律と知らない人は兎角に間違ッた事と云ツて困るが尙くも抵當と名前の附以上は金借に相違ない殊に抵當さへあれば誰でも二ツ返事で金と貸て呉るとも限りません四十一番職員は抵當と出して金と借た事のない人と見へて抵當さへすれば權兵衛でも八兵衛でもオイソレと金と貸て呉るやうに思ツて居られるやうだが抵當も抵當に依けりて縦ひ百圓の直打のある物と持て行て十圓借度と云ツても事と品に依れば眞平御免と逃るものもありません故に本員は原案の通りで些とも差支へはないと思ひます戲長曰くモウ何も云ふ事はありませんの云ふ事が無ければ決と採ませう先づ原案と削除すると云ふ四十一番の説に同意の人は突立たせへ「起立少數にて消滅す」

次に原案の通りにて差支へ無いと云ふ四十七番の説に同意の人は突立たせへ「起立多數にて原案に決す」次に第三條と朗讀せしむ曰く  
 第三條 凡そ金と借んと欲する者は先づ相當の品物と持參して如才なく立廻り成べく金主の機嫌と取りヒヨ〜お辭儀と爲し能くろの事情と述て頼み込むべし。  
 但し嘘八百と並べて金主と欺すべからず  
 戲長曰くこの箇條に就て申し分あらば遠慮なく饒舌りたまへ三十二番(夢中作左衛門)曰く本員は之と修正して「凡そ金と借んと欲する者は能く其の事情と述て金主に頼むべし但し時としては嘘八百と並べ立るも妨げなし」と斯様に致し度く思ひます(此時理由と述よ〜と吐鳴聲あり) 戲長曰く三十二番職員の修正したいと云ふ丈は了解たが其譯は如何一應説迷ありたし三十二番曰くイヤ別に六ヶ敷理由も絲瓜もありません元來金と貰ひにでも行のなら菓子折の一ツも持て行て先方の機嫌も取

ら無ければ成りませんけれども此の箇條は金と貰ひに行のではない借に行のだから其様なにも進物と持て行て機嫌と取たり或ひは米搗虫が年始にでも来たやうにヒヨコ〜と天窓と下るにも及ぶまいと存じますお負に借る金も只ではない必らず利息と云ふものを出して借るので早く云ッて見れば借人の方が客様だから貸主の方からこそ天窓と下て菓子折の一ツも持て来るのが至當で御座います故に本員は前に申し述べたる如く修正説と提出したので御座います十三番(何賀難高)曰く僕は三十二番戯員の説と賛成ト云ひ度處だが爾旨くは鳥賊の罽玉僕は甚だ不同意であります三十二番戯員も宜くマア考へて見たまへ唐天笠は云ふに及ばず五大州中或ひは地獄極樂或ひは天竺高間ヶ原何れの處へ至ると雖も金貸の方から天窓と下て来る者が何れにありませう其様な大ヘヲボウは決して有りませぬ殊に近頃の流行詞に金力のある處は權力の存する處と云ふ通り如何に借人の方に理屈があつても貧乏神が後見として居る間は嫌でも應でも貸人の方と権利者として天窓と下ねばなりません故に

本員は三十二番に反對して原案と賛成いたします三十九番(法螺吹助)曰く本員は説迷異員に一寸お尋ね申す此の箇條には別に抵當借とも信用借とも區別がありませんが抵當借でも矢張りヒヨコ〜とお辭儀とせねば成らぬと云ふ精神であります説迷異員曰くイヤ是は専ら信用借のみに對しての原案であります三十九番曰く了解ました然らば本員は少しく修正したい處があります即ち初めの凡その下へ「信用と以て」の五字と加へ夫のら但し書と改ためて「但し尻の剝るやうな虚言と吐へるらす」と仕やうと思ひます四十四番(靴野黒)曰く三十九番と賛成致します戲長曰く三十九番の修正説は四十四番の賛成者ありて戯題と成りました二十八番(唐栖勘左衛門)曰く本員は先刻より諸君の説れる處と聞に丁度餡餅へ七味唐辛子と附て食ふやうで甘いと思ふと辛のッたり辛いと思ふと甘のッたりして何も本當に旨い味が出ないやうに思はれますッコで本員の説は餡餅に砂糖と附て食やうな旨い迷説だから若しお氣に入たら賛成と願ひますト前口上と並べて置て擔ぎ出すのは外でもありません

せんが如何に金と借ればとて此原案の通り進物と持て行て機嫌と取たり或ひは平突張てビヨコ／＼とお辭儀としたりする事と公然と此奇則へ載て置ときは夫で無くてさへも兎角に威張腐る金貸が猶更鼻息と荒くして仕舞には何々も持て來なければ金と貸て遣ないとの或ひは三遍回ッてお辭儀と仕なければ金と貸て遣ないなど、丸で洋犬が一ツの麴包と貰ふのにワンと吠たりクル／＼と廻ッたりお預けと云はれて見て居り色々の藝と仕なければ一ツの麴包が貰へないのと同じ鹽梅敷になるのも知れませんが故に本員は諸君の誤議論中言ひ處ばのりと奇あつめて斯様に修正と仕やうと思ひます「凡そ信用と以て金と借んと欲する者は其金高の多少に拘はらず能く其の事情と述て頼むべし但し時と場合に依ては虚言と吐のも妨げなしと雖も眞に尻の剣るやうな屈間な虚言は吐べのらず」と諸君是では如何で御座りませうの四十三番（紀井田風海）曰く本員は二十八番に同意です廿六番（熊井野苦四郎）曰く僕も右同断ですヨ一てんだ戲長曰く二十八番の修正説は四十三番および廿六番の賛成者ありて

戲題となりましたエ、ト夫で以てモウ饒舌る人はありませんのね饒舌る人が無ければ決と取ます先づ三十九番の説に同意の人は突立たまへ「起立八人」少數にて消滅す次に二十八番の説に同意の人は突立たまへ「起立三十六人」多數に依て是に決す繼で第四條と朗讀せしむ曰く  
 第四條 貸主より証書と寄越と云ふ時は貸主の注文する通りに証書と認め証人と連署の上これと渡すべし  
 三十番（赤井面也）曰く此戲事に取掛るに先たち説迷異員の誤辨解と煩はす事がありやまず第一貸主とは何の貸主であります第二貸主の注文する通りに証書と認め云々とは例へば貸主が女房と書入にせよと云ッても命と抵當にしると云ッても其通りにするの意味であります第三証人と連署の上と云ふのは先方で証人は入ないと云ッても此方では無理に証人と立る譯でありませうの説迷異員曰く是は早や近頃妙な誤質問第一此の戲案は金借奇則なれば貸主と云ふのは無論金の貸主であります第二貸

主の注文する通りに証書と認め云々と云ふのは只証書の文面の事と指て云ツのたで決して女房と何するの命が何だのと云ふやうな馬鹿く敷事まで此中に含んで居る譯ではありませぬ第三証人と連署の上と云ふのは是は當り前の事で知れ切れた事ながら念の爲に書て置たのであります先方で証人は入ないと云へば是も矢張り先方の注文通り証人の連署と省くのは無論の事でありませぬ二十九番(目倉滅法)曰く原案賛成四十番(無敵流太)曰くエ、面倒臭いマア原案で宜として置の三十八番(財布唐之助)曰く一寸説迷異員に質問しますが是は抵當借も信用借も區別はないのでありますの説迷異員曰く其通りです三十八番曰く然らば本員はこれと改めて「抵當借と信用借」と論ぜず其証書の文面は貸主の指圖に依べし」と脩正致し度おもひます蔵長曰く格別珍説も出ないやうお見受られますから最早採決と致しませう先づ原案にて宜しいと云ふ人は突立たまへ「起立十三人」少數にて消滅す次に三十八番の修正説と可とする人は突立たまへ「起立二十八人」多數に依て之に決す夫より又た第五條

と期讀せしむ曰く

第五條

銀行に行き地所家屋等と抵當として金と借るときは借人に於てお客様顔

とするも差支へなく又た質屋に行き着物其外諸道具と以て金と借るときは成べく旨く饒舌りつけて一文にても餘計に借るべし又た高利貸に就て金と借るときは利息の高さと期限の短さに就て愚圖く苦情と云ふべからず

九番(牟田口菊雄)曰く銀行へ行て金と借るときは何様なにお客様顔として威張て見た處が活人形の注文にでも行やア仕まいし先方では何とも思はない先方へ何とも思はないのに無理に威張た面とするのは是が世に骨折損の草臥儲け又た質屋へ行て何様なに旨く饒舌り附た處が實際一圓の代物で五圓の金と貸て呉る氣遣ひはなし殊に古人も云ツた通り言葉多き者は品少なしで餘りペラく饒舌ッて居ると却ッて品物の少ないのが露顯れるのら是も饒舌らない方が増しお負に高利貸とは利息が高いのら高利貸と云ふので夫と承知しながら利息や期限の事と愚圖く云ふやうな目先の利

ない頼痴機野郎なら寧ろその事金と借やうなと、人間並の了簡と出さない方が宜しい  
ト斯先づアツコナシて見ると此の原案は一文の直打もないから僕は無論廢案説だ  
く廿四番(馬戸鹿平)曰く成はど九番戯員の云はれる通り此の箇條は餘り効能のあ  
る箇條とも思はれないが併し之と据置たのらとて別に邪魔になる譯でもありません  
のら僕は此儘ソツソツリ手附ずに置た方が宜らうと思ひます (此の時決々と呼ぶ聲類  
に起る) 戯長曰く然らば決と採ませう先づ原案と据置と云ふ説に同意の者は突立た  
まへ「二三名と除くの外總起立」依て原案と据置く事に決す次に第六條と朗讀せし  
む曰く

第六條 借たる金と返すに工面の附ざる時は其期限前に延期の儀と金主へ申し込  
み置べし若し其手續と爲さずして居催促と受け又は身代限りを取らるゝとも  
是に對して逆捻と食はず事と得ず

十六番(平氣野平左衛門)曰く本員は此の原案の反對者でありますナセ本員が反對の

位置に立ると云ふに察する處これと起草した異員は金貸商賣の者のら鼻樂でも貰ッ  
たものと思はれます(ソウ)イヤソウくではないヒヤくだ諸君よくマア考へ  
て見たまへ此の箇條は金借奇則に入らずして寧ろ金貸奇則に編入すべきものでありま  
す金借の保護に非ずして寧ろ金貸の保護と云ふべき者でありますナセならば従ひ抵  
當借に致せ又は信用借に致せ其期限通りに返済するのは中々六ヶ敷事で其証據には  
借るときこの地蔵顔に濟時の閻魔顔と云ふ事があります又た「儘よ三斗笠眞直に被れ  
借のある處の横にしな」と云ふ都々一もありまますシテ見ると借る事は借たが其返済  
の延期するのは早く云ッて見れば世間普通當り前の事でありませう然らば少し位返  
濟が遅くなつたのらとて又その前に金主へ斷らいなのつとて居催促としたり或ひは  
身代限りを取られても是に對して何とも云ふ事が出来ないと云ふやうな馬鹿氣多事  
がマアありませうの(ヒヤ)故に本員はこの第六條の全部と削除られん事と希望  
致します十二番(岡目八目)曰く十六番戯員の誤説は何だる些とも分らなつたけれ



とも此の第六條の全部と削除るといふだけは分つたから本員も之に同意致します  
長曰く最早饒舌り人も無いや様ですのら是で先づ決と探事に致しませうソコで十六  
番戯員の削除説に同意の人は突立たまへ「五六人と除くの外總起立」依て削除する  
事に決す戯長又曰く是で先づ金借奇則の纏りもつきましたのら今日は是にて閉怪と  
致します

○第四日目戯事日程

○貸座敷奇則案

戯員例刻よりノツツリ〜と出掛て頭と揃ふ戯長曰く今日は貸座敷の奇則案と擔ぎ  
出しましたのら相變らず誤討戯と願ひますと即ち書戯として第一條と朗讀せしむ日

貸座敷奇則

第一條 貸座敷は女郎と抱へて野呂突野郎に涎と垂させると以て娼賣と爲す

十八番(出題目勇内)曰く早速ながら口切と致します扱貸座敷と云へば已に女郎屋と  
云ふ事は誰でも知つて居る事はありますけれども其實可笑な名前で例へば旅館で  
も下宿屋でも料理屋でも待合でも凡て座敷と貸て其席料と取る者は皆な貸座敷で御  
座りませう然るに女郎屋ばのりと貸座敷と唱へるのは甚だ不都合な名目のやうに思  
はれますのら本員は之と明々地に女郎屋と改正しては如何だらうのと考へます四十  
八番(糞出茂藏術)曰く本員は十八番戯員とは丸で反對です本員は是まで云ひ來つた  
通り貸座敷は矢張り貸座敷にして置て些とも差支へは無のらうと思ひますナせなら  
ば十八番戯員の云はるゝ通り座敷と貸のは女郎屋ばのりでは無いのに之と貸座敷と  
云ふのは不都合だと理屈詰で云つた日にやア彼の茶と賣ぬ引手茶屋二階と廻さぬ二  
階廻しの婆アなんぞは尤も不都合と云はねば成りますまい其外酒屋と云つても味淋  
も賣れば焼酎も賣り或ひは味噌醬油等も賣ますが是も十八番戯員の改正説にする

と酒酢醬油味淋燒酎味贈鹽屋と云はねばならぬが其様なペラホウな事はありますまい  
 い又筆屋と云ッても墨も賣ば硯も賣り或ひは朱墨墨汁銘筆石筆石盤等も賣ますが是  
 も十八番戯員の改正説おすると筆墨硯朱墨インキ鉛筆石筆石盤屋とでも云はねばな  
 らぬが其様なペラホウな事はありますまい故に一休和尚の一口問答ではないけれど  
 も一枚の紙と半紙とは如何に一羽の鳥と鶏と云ふが如し西洋品なるに唐物とは如何  
 に日本製にてもカラカサと云ふが如しと斯早香込に遣てのけ無くちやア行ません：  
 ……どうですお了解になりましたらお了解になりましたらモウ此以後とても其様な  
 馬鹿の本直と吹たもふナ……處で本員は原案者のら賄賂でも貰ッた譯でも何でも  
 ないが十八番の説と減茶くくに打こなして置て原案と賛成致します十八番曰く四十  
 八番戯員はイヤに物知顔として酒屋がどうしたとの筆屋が何だとの或ひは一休和尚  
 が一口に鶏と食て唐物が傘になつたとの何だとの(笑聲起る)些とも譯の分らない察  
 言と並べられたが其趣意とする處は是まで貸坐敷と云ひ來ッたのら今更改正して女

郎屋と直さなくても宜と云はれたやうに聞へました……成ほど仰しやる通り是ま  
 で貸坐敷と云へば女郎屋の事と通用して來たのら今更改正と仕なくッても宜と云へ  
 ば宜やうなもの、併し當百と書てあつても八厘にしる通用しない天保錢もあり又青  
 錢と文久錢は形は同じやうでも十個の中では五厘の違ひがある様なもので悪いと氣  
 が附ば之と改正して宜するのが即ち滑怪の効能で御座いませう(此ときヒヤくくと  
 ヲウくの聲交り起る)故に四十八番戯員は勿論その他の諸君も本員の改正説と賛  
 成せられん事と願ひます戯長曰くイヤ是では丸で討論會のやうに成りましたが併し  
 外に異論の人もないやうですのら先づ決と取て見ませう……十八番戯員の貸坐敷  
 と女郎屋と改稱する説に同意の人は起立したまへ「起立十二人」少數にて消滅す次に  
 四十八番戯員の通り原案と賛成の人は起立したまへ「起立三十八人多數によつて原  
 案に決す夫より又た第二條と朗讀せしむ曰く  
 第二條 貸坐敷は市中と距こと十町以外の地にあらざれば之と營む事と許さず

三十三番(目玉丸)曰く一寸説迷異員に質問と致しますが是は何故に十町以外の地で無ければ商賣が出来ないのでありませうの説迷異員曰く貸坐敷と云ふものは御存じの通り陽氣な家業で夜晝となく太鼓と叩いたり三味線と弾たり或ひは胴魔聲と出して謡と唄ったりして誠に近所迷惑なり且は之と市中に置ときは大いに風俗と亂すの憂ひとありたぐ市外へ放り出す積りであります五十番(面白勘平術)曰く只今説迷異員の誤説迷と承はるに貸坐敷は三味線と弾たり謡ったりして近所迷惑なり且は風俗と亂すの市外へ追ひ遣と云はれたれど近所に迷惑なのは獨り貸坐敷のみならず三味線の師匠踊の師匠或ひはフリキ屋搦米屋などは随分近所迷惑な家業で御坐ります(ヒヤ〜)又風俗と亂すのも獨り貸坐敷のみならず暖味茶屋和窩子宿揚弓店などは随分風俗と亂すやうに思はれますが貸坐敷ばかりと近所迷惑だの風俗に害があるのだと云つて遠くの方へ追拂ひ其他の近所迷惑や風俗に害のあることと其儘に打棄て置とは餘り依怙最負の沙汰ではありますまい故に本員は他の之に類す

る者も放逐するなら知らぬ子他の者と其儘にして置て貸坐敷ばかりと市外に退出のは甚だ不同意で御座りますのら茲に原案の削除説と提出いたします四十九番(涎垂助)曰く本員は五十番戯員の説と賛成するの一人でありますなせ又賛成するのと云ふに例へば隣に酒屋がある向ふに餅屋があるとした處で隣に酒屋があるのら必らず酒と飲ねば成らぬ向ふに餅屋があるのら必らず餅と食ねば成らぬと云ふ事もありませんまい貸坐敷としても此の理屈と同じ事で縦ひ隣にあらうとも向ふにあらうとも又郎買の嫌ひならば決して行かず又縦ひ十町なり一里なり百里なり千里なりイッラ遠くの方へ離れて居ても彼の都々一にある通り惚て通へば千里も一里で女郎と買ふと云ふ者は何處でも押して行ら風俗と亂すと亂さないとは決して路の遠近には依ません故に本員は何處の何様な處に貸坐敷があつても差支へなからうと思ひます三十七番(大屁一發)曰く是は早近頃耳新らしいお説と聞きました味憎も糞も一所の誤多交論とは即ち四十九番戯員の事で御座いませう……如何様た、商賣と云ふ名目から押

て行は酒屋も餅屋も女郎屋も藝者屋も皆同し事だと云ふやうなもの、其實際に立入  
て見ると丸で牛の糞と餡餅とはどの大違ひで御坐います……成ほど隣に酒屋が  
あつても下戸には用が無し向ふに團子屋があつても上戸は食ないが貸坐敷ばかりは  
決して上戸と下戸には拘はらず世に云ふ色は思案の外とやらで目の先に別嬪がアラ  
附て居れば苦い者は猶更の事天窓の禿た親父様でもツイ浮氣には成り勝の者で御座  
いますのと本員は原案の通り市外へ追ひ遣と云ふのは至極賛成ですが併し十町以外  
とまで限るにも及ぶまいと存じます故に是と修正して「貸坐敷は市外に非ざれば之  
と營ひと許さず」とでも仕たら如何でありませうの二十七番(安藤齋平)曰く本員は  
三十七番の修正説と賛成致します戯長曰く格別迷論も出ないやうですのら決と採ま  
せう先づ原案と屁消にして何處で貸坐敷としても宜と云ふ五十番に同意の人は突立  
たまへ「起立少數」今度は三十七番の修正説に同意の人は突立たまへ「起立多數」にて  
之に決す次に第三條と朗讀せしむ曰く

第三條 貸坐敷と營む者は月賃金として大樓は廿圓中樓は十五圓チヨン〜格子

は十圓ツ、毎月三十日限り之と納むべし者とす

但し一ヶ月にても此賃金と怠たる者は直ちに營業と停止す

三十五番(何茂若蘭)曰くお口苦勞様ながら説迷異員に一寸説迷と願ひます全体この  
大樓と中樓とは何によつて區別と致しますの又チヨン〜格子とは何様な貸坐敷で  
ありませうの説迷異員曰く此位な事が了解ないで意戯士の假面と被るとは随分圖々  
敷にも程のあつたものだが併し了解ないとあれば據ころないのら言て聞せませう扱  
て此大樓と中樓の區別は娼妓の揚代金によつて定められたもので先づ一圓の揚代金と取  
樓と大樓とし一圓以下五十錢までの揚代金と取樓と中樓とし五十錢以下二十五錢ま  
での揚代金と取る樓と小樓と云ふのですが夫と小樓と云はないでチヨン〜格子と  
云ふのは一寸手輕でチヨンの間に遊んで來られると云ふ處のら初まったのでありま  
す三十一番(面野川厚)曰くチヨン〜格子と云ふのは通人の言葉のら小樓とチヨ

ン／＼格子と云ふ以上は大樓中樓も大籬中籬とするの乃至また大樓中樓と云ふならば小樓と云は無けりやア丸で提燈の中にランプと入たやうで誠に半間ですのら何方のに極りと附度もので御座ります廿九番(目倉滅法)曰く名前などは千ヨ／＼格子でもトン／＼拍子でも其様な事は何でも宜しい夫よりは此の問題の眼目たる月費金は果して至當であるの或ひは不適當であるのと云ふ事と論究したまへ四十番(無敵流太)曰くこの月費金と云ふものは何様な算盤のら割出したの知らないが滅法界に高いではありませんの尤も貸座敷と云ふ娼賣は丸で体の宜泥坊見たやうなものだのら外の商賣のら見ればウンと高く取て遣ても宜けれども併しイッラ高くて宜と云ッても高いのにも凡そ法圖のあつたもので月に廿圓或ひは十五圓では餘り高過るから本員は之とスット減じて大樓十圓中樓七圓小樓五圓位にしては如何であらうと思ひますと三十六番(財布唐之助)曰くイヤ泥坊見たやうな娼賣とは至極氣に入りました實に賛成／＼元來貸座敷はど不埒千万失敬至極言語同斷大膽不敵の奴はあり

せせん例へば臺の物にしても大きな皿の中へ千ヨ／＼ホリと肴と入て夫で二十五錢だとの三十錢だとの滅法界の事と吐露し酒と云ッたら一合の酒へ九合の水と調合した物と徳利の底へ雀の涙はど入て夫で一本八錢だの十錢だのと方外な錢と取るし其外蕎麥にしる餡の井にしる並の家で食のと比較て見れば丁度先づ十層倍位の割合になつて居るのら費金も矢張り其割に取て宜しい故に本員は四十番職員とは丸で反對で大樓の五十圓中樓の三十五圓小樓の廿圓と定め毎月前金に之と納めるやうにして若し一ヶ月でもズルケた時の直ちに娼賣と打留て仕舞やうにしたら宜のらうと思ひます十五番(鼻野下長平)曰くなるはど諸君の云はるゝ通り貸座敷の飲食物の高いに違ひない高いには違ひないけれども是には其原因があります何が原因のと云ふと諸君のやうな武骨人間は定めし誤笑知あるまいが凡そ貸座敷の法として臺の物一枚に附て女郎に何程二階廻しの婆、何程或ひは仲どんに何程立番に何程或ひは又新造があれは新造にも何程と云ふやうに大勢の者に歩割と云ふものと遣ねばなりません故

に是が原因となつて自然直段も高くなる道理で其實主人の方では左程に儲ける譯ではありませぬのら是に對してソレ五十圓出せの三十圓取のと云ふの誠は無理な事でも若し之と實施した日に第二の佐倉惣五郎が出來て我々の命までも執殺すのも知れませぬのら願はくは其の事情と察して成へくなら無贅にして遣返るもので御座ります(此時ノックと云ひヒヤ〜と云ひ或ひハ馬鹿野郎など吐鳴聲も聞へたり)十六番(拳骨痛)曰く先刻より諸君の誤説と承はるに或ひハ法外の贅金と課せんと云ひ或ひは無贅で宜と云ひ各自に勝手な出放題と云つて居られるやうで御座います斯様に勝手な出放題と並べて居た分では何時まで立ても果しのない事で御座いますのらモウ宜加減にして一極り附る事にしたら如何で御座いますせうの尤も極りと附るにしても一ツの土臺が無くては行ますまいが夫は四十番職員の大樓十圓中樓七圓小樓五圓と云ふのが先づ至當だらうと思ひますのら先づ之と採用して次の箇條に移られん事と希望致します願長曰く十七番職員の大樓十圓中樓七圓小樓五圓と云ふのが先づ至當だらうと思ひますのら先づ之と採用して次の箇條に移られん事と希望致します願長曰く十七番職員の大樓十圓中樓七圓小樓五圓と云ふのが先づ至當だらうと思ひますのら先づ之と採用して次の箇條に移

けれども其説は至極尤もの事と思ひますのら是より直に採決に取掛ります先づ四十番の減贅説に同意の者は突立て見たまへ(起立三十五人)多數に依て是に決します次に第四條と朗讀せしむ曰く

第四條 客の注文によつて酒肴と出すは素より差支へなしと雖も客の酔拂ふに随つて悪手段と施し五本の酒と十本に附け二枚の臺と四枚と胡麻化しなどし計な勘定と食るべのらす

但し之と犯す者は罰金として貳十圓以上百圓以下の金と出さしむ

四十六番(鳥越若郎太)曰く是は至極宜しい僕は賛成ですと云つたら何故に其様に肩と入て賛成するのと云はれる者もあるが知らないが僕は別段に其譯と説迷するだの珍述するだのと云ふ七面倒臭さいことは致たしません僕は實際この手と食つてひどい目に逢た事と是までに幾度もありますのら夫で賛成するので御座います一番(苦田尾卷右衛門)曰く四十六番職員は犬の糞で齧さすと討氣で原案と賛成せられまし

たが成程多い貸坐敷の中には暴利店と云つて無理に酒肴と賣附るやうな悪徳のない事も無いが併し此の暴利店に引掛つて餘計な錢と取られるのはツマリ此方が間拔だのら其様な馬鹿な目に逢ので之と例へて云へば田舎漢が迂濶ボンとして居て晝驚に財布と撈はれるのと同じ事で御座います故に此方でもさへシツカリして居ればイヤ暴利店でも何する事も出来ないのら素より暴利店の癖は悪いけれども其實此方がボン突の野呂間から起るので強ち暴利店は有り何斯は云へません古人曰く人と正んと欲すれば先づ己れと正ふせよと蓋し是等の事と云つたもので御座いませう戯長曰く一番職員は何となく暴利店の辨誤とせられたばかりで此の第四條に就ては賛成やら不同意やらサツパリ譯が分らないが全体賛成ですのら又不同意なのですのら一番曰く僕は何方でも宜しい戯長曰く夫では股倉膏藥ですのら一番曰く左様マア其様なものです(この時賂賂くと云ひ或ひはシツカリしろうと云ふ者もありたり 二十一番) 壁荷耳有) 曰く本員は此の箇條の如き場合に出ッ交した事がないのら實際の事は何

だの分らないけれども若し本當に此様な事があるならば無論原案の通りで宜らうと思ひます戯長曰く一人ツ、煎詰たら何だの知れないが今戯長の目のら見ると先づ原按に極りさうだのら無益な時間と費さないやうにモウ此返で決と取事に致します依て原案と賛成の人は突立たまへ「起立四十二人」戯長曰くッレ見たまへ僕のお眼鏡通りだッコメ是のら又第五條に移りますと言終るや否や書讀朗讀して曰く

第五條 遊客中若し文無しで遊ぶ者ありし時は其客に限り三日以上十日以下留置て權助に使ふ事と得

戯長曰く是は中々面白い箇條ですのら十分に討議したまへ八番(佐藤甘藏)曰く是は一寸面白いやうで根ツのら面白くないイヤ遊客の爲には面白いのも知れないが貸座敷主の爲には却つて有難迷惑で御座いませうナせならば元來女郎買と云ふものは金と持て行なければ出来ないものだと云ふ事は誰しも知つて居りますと夫と知つて居てさへも時とすると酔た紛れなどにツラ〜と氣が狂つて勢ひよくト〜

と登り込む夫ら酒を飲む藝者とわけるツコで翌朝の勘定となると一文なしの聲と  
 穴この時はモウ本人も酔も醒興も覺てア、詰らない馬鹿な事として除たと思ツても  
 最早後の祭りで仕方がないのら據るなく附馬と連て金算段に歩行く是は必氣の利な  
 い事はありません併し夫でも金算段が出来れば未だしもの事だがイクラ足と楯木に  
 して歩行ても一文も出来ない日にやア實に色氣も卒氣も何處へ透電して仕舞て二  
 進も三進も動きが取ない處のら樂あれば苦ありと斷念て身ぐるみ質屋へ擔ぎ込む附  
 馬だけは何の斯る追拂ったが其崇りが何時までも附て廻つて寒中に單衣の重ね着で  
 ナルく震へると云ふ一條に立至つて見ると何様な馬鹿でも薄野呂でも女郎買はモ  
 ウするもので無いと云ふ處に氣が附のら是までの通り文なしで遊んだ者には何處ま  
 でも馬が附て行て金と取て來るといふ危則は却つて人の遊蕩と改心させるの機能が  
 御座います然るに此奇則のやうに遊んだ勘定が拂へなけりやア三日なり四日なり留  
 て置て權助に使ふと云ふ日になると雖しも女郎買の嫌な者はないのらドヤドヤと押掛

て來て贅澤の云ひ放題に遊んだ末に自己はツイ錢なしで來たりら氣の毒だが五日で  
 も七日でも奇則通りの權助に使つて呉れイヤ偶も一文なしだのら權助に使つて呉れ  
 毎朝く勘定の度毎に二十人も三十人も權助が出来るに相違ないが爾なつた日にや  
 お貸座敷は丸で權助の間屋となるのみならず權助の爲めに食潰されて仕舞では御座  
 いませんの (此時欠伸交りにノウウくと云ひ或ひは愚弄半分にヒヤくと云ふ者も  
 あり) 故に本員は此の原案と屁消にして更に正直して貰ひ度ものだと思ひます二十  
 番(何野良軒)曰く只今八番職員の術説と聞に文無で遊んだ客に馬を附て遣は夫が爲  
 に放蕩と改心するの機能があられるけれども權助として使ふ日になつて見ると毎朝二三  
 十人の權助が出来るよと云はれましたが凡そ此の世の中に權助になるのよ書入にして  
 女郎買に行ものもありますまい好んば之ありとした處がイクラあつても宜しい様ひ  
 百人の權助が出来ても千人の權助が出来ても宜しいナセ宜しいと云ふのよと云ふに給  
 金と出して雇入れた權助には人間並に飯と食せなければ成らないが客に使つて權助と



六十八  
するには元々此方より頼んで權助に来て貰った譯ではなし云は、手前の醉狂で飛込  
で来た權助だのら前に只遊びと仕られた勘定と差引だけ追使ふの權利はあるが飯と  
食し小遣錢と遣の義務はありませぬのら飯も食さず茶も吞さずにドン／＼追使つて  
御覽じる成田山へ行く断食の稽古とした人なら知らない事並大抵の男は懲役に行た  
よりは苦しいのら其以後は決して一文無では遊びに来ないやうに成ります之に反し  
て馬と附ると云ふ奴は八番藏員の誤説の通り旨く行ば宜が何せ馬でも連れて行ふと云  
ふ奴に碌な奴はないのら途中で附馬とナグり附て逃たり或ひは援裏へ遣入と旨く胡  
魔化したりして苦勞なしに只遊びが出来来る處のら何時でも柳の下には輪の居るもの  
と心得女郎買に錢と出すは迄野暮な事はないなと、途方もない了簡と出すやうにな  
ります故に馬と附て客と歸すのは益／＼放蕩の及第証書と渡すやうなるものだから是  
は原案の通り權助に使つて飯と食せない方が誠に上々吉の策であらうと思ひます三  
十八番(神鳴五郎右衛門)曰く此様な河虎の屈見たやうな事に何も本氣になつて腹舌

練はどの事はありませぬけれども……荷くも意藏士の資格と以て此處に並んで居  
りながら只黙して居ては意愚地がないやうに思はれても困りますのらホンの鼻の先  
思案と珍述して此偽論の打留と致しませうソコで本員は何も辻つたの轉んだの酢た  
の蒟蒻だのと小理屈はヌキにして先づ斯様な事に修正したら宜らうと思ひます……  
……エ、ト何だッけム、さう／＼エ、ン「遊客の中若し一文も持たずに来て遊ぶ者あ  
りし時は相方の女郎に命じて其客の尻と掃り無茶苦茶に臂ッ邊と打たしむべし但し  
一錢に付き一打ツ、の割」ナント諸君のうしては如何でせう廿九番(目倉源法)曰く  
本員は三十八番の臂打説と賛成致します藏長曰く三十八番の修正説は廿九番の賛成  
者があつて戯題となりましたが其外の誤説は一人も賛成者が無いのらお氣の毒なが  
ら骨折損の草臥儲けとなりましたッにで此の臂打説に同意の人は突立たまへ「起立  
多數」即ち三十八番の修正説に決す藏長曰くまづ今日は是でお仕舞

○第五日 目藏事日程

○ 娼妓遊則案

遊長(鶴野一)曰く、今日は遊長の遊鷹鷹海氏が狐に誑まれて馬の小便とヒールと間違へて飲たが爲に横ッ腹で頭痛がしたり天窓の素徹邊にす白が發ッたりして何分にも今日は出席して諸君の稟言と聞では居られないと云ふので余輩に怠理として兎と云ッて来たのら今日は余輩が遊長様と占て諸君の音頭取と致し申すッユで今日の遊事日程は娼妓奇則のら諸君に於ても鼻の下と伸したり縮めたり眠尻と下たり釣上たり涎と垂したり拭たりして勝手放題の出鱈目と饒舌繰れんと希望いたしますト言畢つて書讀として遊案と朗讀せしむ曰く

娼妓奇則

第一條 凡そ娼妓と營む者は月資金として上等は五圓中等は三圓五十錢下等は二圓

圓ツと毎月三十日限り之と納むる者とす

但し一ヶ月にても此資金と怠たる者は直ちに營業と停止す

十四番(桃葉三年)曰く此の資金は三等の高下と附られたのは何様な杓子定木はよつて割出されましたの一寸説迷異員の辨解とうけたまはり度事のです説迷異員(迂會夷勇藏)曰く是は貸座敷の大中小によつて取極たのであります外は何にも四組の五細のと七面倒な理屈はありませぬ二番(無駄奈骨折)曰く本員は此の遊案と戯するに先だつて一ツの動戲と擔ぎ出します夫は何様な動戲のと云ふに外の事でもありませんが全体一体この娼妓なる者は殆んど畜生同様の娼賣として居るもので決して我々の眞人間仲間へ組入るべきものではありませぬ故に眞正名 偽りのない本當の人間は娼妓と指して狐と云ひ藝妓と指して猫と云ひ之と買客の事と狸と云ひ或ひは鹿下蔵と云ひ或ひは馬鹿野郎と云ひ又客お附て勘定と取に来る者は昔しは送り狼と云ひ今は馬と言ッて何處までも畜生の縁は離れませぬ扱て斯様な畜生同様の者と我々人間仲間へ入て置ては我々眞人間の面汚しですのら本員は今後この娼妓なる者と廢して仕舞て人間は人間らしい家業とさせ度ものだと思ひますお諸君は如何おぼし

めさりますの三番(三河野才蔵)曰く本員は近所のお突合で二番戯員の廢娼説と賛成致します戯長曰く二番戯員の廢娼説は三番戯員の賛成によつて戯題となりました十九番(夢加現)曰く二番戯員は誰に尻を突かれたの何處のら聞嚙つて來られたの生意氣にも廢娼論なぞと擔ぎ出されたが本員は其様な受賣論や入れ智恵に胡麻化されるやうな話智のない人間ではありませぬのら是より二番戯員の受賣論と滅茶くりに打のめして誤覽に入れませう第一二番戯員の受賣論によれば娼妓は畜生同様の娼賣だと云はれたが是が甚だ合點の行ない云草です本員は本年の今月で三十七年八月月になるけれどもチギヤアと此世へ飛出して以來まだ畜生が娼妓になつて居るのを見た事がない夫のら又た娼妓の事と狐と云ふとの客の事と狸と云ふとの云はれたが是も唐人の癡言に云ふとけたやうな云草ですナせならば若しも畜生の名が附て居るのら畜生だと言つた日には已に此の戯員の中にも鼻輪獅成馬戸鹿年熊野井苦四郎など云ふが者あるが是も畜生の名前が附て居るのら畜生でありませうのヨモヤ畜生で

はありませぬ(ヒヤくくく)其外商賣にしても馬肉屋もあれば牛肉屋もあり或ひは夜鷹蕎麥鴨南蠻或ひは犬ころし猿廻しなどもありますが是は矢張り畜生でありませうのイヤ決して畜生ではありません夫のら又た二番戯員は斯様な畜生同様の者々我々の仲間へ入て置ては我々の面汚しだとの何との誤大層な熱と吹れたが泥工の手傳ひにでも行やアしまし娼妓がイクヲあつたつて面の汚れる氣遣ひはありますまい好んば娼妓があるが爲に二番戯員の面が汚れるとしれ處が左程大切を保護とするほどの面附でもなし全体出來合のお面附のら其面が汚れたら茶番狂言の和藤内見たやうで却つて興味があるのら知れませんとぶつこなして見ると最早や二番戯員が鬼の目に涙とこぼしても逆も追附ない事は恰の走り大黒と覺勝五郎との騒競とするが如くで御座います(此の時ヒヤくく)の聲頻に起る)ソコで其本員の誤迷説即ち走り大黒たる僕様の御主義は如何のとお考へ遊ばし奉つるに無論存娼と可と仕たも御主義です其譯はモウ其様なに管巻流に遺なくとも諸君は遠くの昔に誤

笑知の事であらうと思ひますのら先づ此邊で饒舌を仕舞と致しませう四十九番（海  
 垂助）曰く本員は詔被やお交際や誤機嫌取の範圍外に立て真底腹の中ら十九番  
 員夢加現君の存娼論と賛成致しますナセ存娼論と賛成するのと云ふに諸君も已に説  
 笑知の通り昨日この戯場に於て貸座敷奇則と戯決して居ります已に貸座敷の事と戯  
 決して置ながら娼妓と廢すると云ふは例へば杯と渡して置ながら酒と禁じ茶碗と  
 渡して置ながら飯と食ては成らぬと云ふのと同じ事で誠に甚だしきトシチンカンの  
 愚論で御座いますソコで戯長に建戯と教しますが斯様な笑文の出晚れ論とクツク  
 並べるやうな者は何れ娼妓の沙汰ナニ正氣の沙汰ではありませぬといふら此様なマ  
 水々な馬鹿野郎の云ふ事は打棄つて置いて速のにな早く大至急直ちに本案に取掛られ  
 ん事と奇望いたします戯長曰く如何さま章魚さま四十九番戯員の云はるゝ通り已に  
 貸座敷奇則が戯決になつて居る以上は今更娼妓の事に就て兎や角と云つても最早中  
 火事跡のポンプで何の益にも立ませぬのら此處は戯長の特權を以て無論存娼の事は

定めませぬ因て諸君は是より本案に就て十分に多話言とお吐なさいませ三十四番（青  
 空高）曰く然らば是より本案に就て饒舌繰ませうが全体私しは娼妓買だの藝者買だ  
 のと云ふ穢らはしい事は大嫌ひな質で女房一天張の男ですのら娼妓の事は甚だ不案  
 内ですけれども豫て世間の人の話して聞に娼妓は嘘と吐のが上手で少し金のおま  
 うな客と見ると左も本當らしい面附としてヤレ親父が流産として翠玉へ水氣が腫出  
 したとありソレ兎貴が横根と踏出して血の道が天窓へ上つたとの或ひは母親が疝氣で  
 困るもの或ひは姉が盲目で芝居道楽だとの色々の嘘八百と並べて客の金と只取にす  
 るさうですのら其様なに只取の金が澤山にあるなら五圓や三圓處ではない貸座敷と  
 同し位の資金と出させても差支へはなぬらうと思ひます三十番（赤井面也）曰く世に  
 馬鹿と盲目は恐怖いものはないと云ふことがあるが實に格言です何故これと格言と  
 云ふのと云ふに三十四番戯員の如く娼妓と云ふものは何様な姿として居るものやら  
 何様な事と商賣にして居るものやら或ひは煮て食ものやら焼て食ものやら知りませ

ずは恰も盲目按摩が犬に吠られて無茶苦茶に杖と振廻す如くに只世間の風説と目  
 安に立て娼妓の贅金は貸座敷に同じ位で宜なと、無鉄砲に出られたのは實に驚木桃  
 の木山椒の木で御座います併しながら此様な盲目賤生とチヤクツたのらとて何の功  
 名手柄にもなりませんうら盲目賤生は矢張り盲目賤生として打棄て置て是より本員  
 即ち赤井面也の滑稽博士が満場の諸君として吃驚仰天腎と捲ッて逃出すやうな誤迷  
 説と吐露するのら諸君は靜肅と旨として謹聽く仕たまへ(ヒヤーヒヤ)エヘン此原  
 案には娼妓と三等に分て其贅金にも五圓、三圓五十錢、貳圓と區別がしてありますけ  
 れども全体娼妓と云ふものは縦ひ大樓に居やうとも小格子に居やうとも娼妓は矢張  
 り娼妓で決して上下のあるものではありませんイヤさうぢや無い揚代に高いと安い  
 の區別があるのら等級と設けるのは宜けれども其等級によつて贅金と出させやうと  
 云ふのは甚だ無理で御座いますト云つたら諸君の中には妙な事と云ふ男だと云はれ  
 るともあると知らないがマア黙止て聽給へ例へば大樓の娼妓は揚代が壹圓小格子の

娼妓は揚代が二十五錢とすると差引七十五錢の喰違ひがあるのら太店たてんの娼妓は大變  
 に儲たくわのつて小格子の娼妓は年々年中貧乏として居るやうに思はれるが其貧乏として  
 居る處は大樓の娼妓も小格子の娼妓も皆同じ事で御座いますソユで取金に大變な相  
 違ちががありながら同じやうに貧乏だとは何故だらうのと之とモウ一ツ煎せんと詰つと見ると  
 夫は其譯そのわけです取金とるかねが少なければ出す金も少ないし取金が多ければ出す金も多し例へ  
 ば益暮えんくれの二季に店の若い者へ祝儀と遣にした處が小格子の娼妓は手拭てふきの一本ツ、も  
 遣やうて置おば夫で濟すむが大樓は娼妓は印し半纏はんぢんの一枚ツ、も着きて遣やうなければ成らぬと云ふ  
 やうな勘定かんじやうで總すべての物事が皆なさう云ふ風ですのら揚代あげだい金かねに高下かうげがあつても夫は目  
 安やすには成りません故に職員しやくいんは此贅金このぜいぎんに區別くわべつと附つずして一圓なら一圓ツ、二圓なら二  
 圓ツ、皆みなな同じやうに出やらせる事に仕度しだいものだと思ひますヒヤ、オツト是これは自分  
 で云ふのではなかつた七番しちばん(小松田物太)曰くエ、先刻せんこくより黙止だまして何とも云はずは賄  
 君まわの誤高説ごかうせつと承うけたまはつて居りまする處娼妓の贅金ぜいぎんは成べく高く取る方が宜いと云はれ或

ひは娼妓は皆な貧乏な者だから高下なしに少なく取るが宜と云はれましが本員は高く取よりは少なく取方に賛成と致しますト云ッて是に同意する譯ではありませぬが只右の兩説お就て何方に賛成のと云へば譯にも賛成では事と仕損じると云ふのら先づ資金の少ない方が宜と云ふはありの事でありませぬ……處で本員の説は何なると云ふには是は諸君とは少し風變りで一文も取ない無資金にして遣度と思ふのでありませぬト云ッたら諸君は其譯が聞度でありませぬト云ッたら諸君も其譯が聞度でありませぬト云ッたら諸君が聞せて見度イヤ其譯と饒舌りませぬ諸君よくお聞なさりませ (此時簡短くと云ふ者あり) 扱て娼妓の揚代金が一圓だの五十錢だのと聞と太層は割の宜もの、様におもはれますがイヤどうして中々どうも目から見たやうな譯に行ものではありませぬ……成ほど一人の客のら一圓ツ、取れば百人では百圓一人の客のら五十錢ツ、取れば五十圓又一人のら二十五錢ツ、取ても百人となれば二十五圓だのら素敵に醜入金があるやうだが其様な旨い理屈に行もものではありませぬ斯云

ふと何だの女郎屋の下働さでもし左様ですけれども彼の揚代金と云ふものは一圓が一圓、五十錢が五十錢のこらす娼妓の手に這入ものではありませぬ早いお話しが一圓の内から前借金(おんしやくきん)の元利として五十錢或ひは六十錢と差引れ夫のら其残り金と以て新造若い衆の行渡りと初め自分の着物やら洗濯代やら髪結錢やら白粉代やら櫛鬘の代やら質の利息やら焼芋代やら何やら角やら總ての入費と此内から出して行のだから何して金の有やう譯がありませぬ況て小格子の二十五錢娼妓と来た日にやア實にはやお話しにならないもので元々二十五錢と九取にした處が多寡の知れたものだが其多寡の知れた二十五錢の内からは是も矢張り半額と前借金の内へ差引れ残り十二錢五厘と以て種々様々の雜費として行ののですのら何して迎も足やう譯がありませぬト諸君可哀想なものでありませぬの(ヒヤ〜ソウ〜)扱て其様な可哀想な貧乏娼妓のら資金と取なくとも外にインクラも資金と取立る口はあるのみならず已は貸座敷の方のら相當の資金と取る事になつて居れば娼妓の方は無論無資金にして遣た

方が功德になるだらうと思ひます諸君に於ても何卒本員の説と賛成して娼妓賛と廣也られん事と希望いたします廿八番(唐栖勘左衛門)曰く諸君のお説は孰れも誤尤も千万に思はれるら残らずへ同意したいが爾すると股倉膏藥だと云はれるだらうしト云つて一人に同意すると依怙最負が出来るのら止と得ず本員は本員だけの説と一ツ擔ぎ出しますッコで本員の思ふには此様な事とお互ひに天狗顔で饒舌ッて居た處が何時になつて片が附やら分りませんのら先づ上等は三圓中等は二圓下等は一圓位の相場にして一先づ片と附たら如何でありませうの三十七番(大尻一發)曰くヒヤ〜本員は廿八番職員の減額説と賛成致します職長曰く然らば是より決と取りませう外のは賛成者が無いのら削除して廿八番の説に同意のお方はお起なされよ「起立多數」よつて之に決す次で第二條と朗讀せしむ曰く

第二條 凡そ娼妓たる者は縦ひ如何なる客と雖も及ぶだけは丁寧に取り扱ひ決して振り附るなどの振舞あるべのら若し之と爲せし時は其客に對して揚代金お

よび其他の費用と請求する事と許

四十五番(練荷釘藏)曰く一寸説迷異員に伺ひますが此の原案の中に縦ひ如何なる客と雖もとあるは何様な客と指て云つたものでありますの説迷異員(場奈加彌郎太)曰く元來娼妓と云ふものは誠に手前勝手なもので金のある客は大切にされるけれども金のない人と見ると粗末にし又男ぶりが好とニコ〜するけれども醜男だと濫ッ面として疏々に構はないと云ふやうな弊風があります故に此の原按は是等の弊風と改良せんが爲に成立たるもので例へば何様な鼻ッ欠でも片眼でも跛脚でも躰でも脊虫でも鳩胸でも或ひは瓢ッ床でも頼馬でも野呂間でも野ッ放でも客となれば同じ客だのら何様なものでも大切に取扱ひは無ければ成らぬと云ふ意味であります四十五番曰く了解ました然らば本員は原按と賛成します四番(寝耳水臈)曰く娼妓が客とソルと云ふのは誠に不埒の至り且つ振れた以上は客の方でも之に對して揚代金と拂ふの妓務はないのら揚代金は無論遣すとも宜しいが其外の酒看料は娼妓へ拂ふべもの

ではなく貸座敷に關係するものだから是までも拂はないと云ふのはチト無理で御座りませう故に本員は之を修正して若し之を爲せし時はの未文と「其客に對し揚代金と請求する事と得ず」としたら宜らうと思ひます（ヒヤ〜とノッ〜の聲交り起る）四十番（無敵流木）曰く成程四番戲員の誤説も一應は誤尤ものやうだが併し貸座敷で酒と飲み藪者と揚るの娼妓があるのらので若しも貸座敷に娼妓がなつたならば何も醉興に高い物と飲食する譯はありませぬミテ見ると貸座敷の酒肴その外の物も娼妓に連帶したものでありますのら總て請求する事と許さずと云ふ原案の方が至當であります戲長曰く格別面黒い説も出ないやうですのら先づ此邊で決まり取りませう原案に賛成の人は突立召され「五六人と除くの外總起立」よつて原案に決す次に第三條と朗讀せしむ曰く

第三條 野呂間の客と見て慢に夫婦約束と爲し或ひは出鱈三昧の起証書紙と認め

但し客の方より求めたる時は此限にあらす

四十二番（唐辛子辛右衛門）曰く本員は此の箇條を削除したいと云ふ意見と抱いて居る者で御座ります今その趣意と簡短に云つて見れば諸君の娯笑痴の通り軍士に軍略あり政治家に政略あり坊主に方便あり商法に掛引あり娼妓に手管あり私窩子に引張あり貧乏に子あり山柿に核あり其處に底あり此處に蓋ありです若しも軍士にして軍略なければ孔明正成も鎮臺の飯炊に劣り政治家にして政略なければ堯舜も内閣の小使に劣り坊主にして方便無ければ釋尊も阿房多羅坊主に劣り商法にして掛引なければ紀文も紙屑拾ひに劣り娼妓にして手管なければ高尾も乞食の女房に劣ると云つたやうな形で彼の娼妓が大勢の客に夫婦約束したり又は紋切形の起証など書のは即ち娼妓の手管軍士の商略政治家の政略坊主の方便商人の掛引と同じ事でありませうら其手管と止ると云ふのは即ち軍士に軍略と用ゐるに戦争とせよ政治家に政略と用ゐるに政治と執れよ坊主に方便と用ゐるに引導と渡せよ商人に掛引と用ゐるに商



賣とせよと云ふやうなもので是はど無理な事はありません故に本員は何も精妓の肩  
 と持譯ではないが此の原案は尻消に仕度とあるひます廿六番(熊野井苦四郎)曰く如  
 何様四十二番戯員の述べられし如く娼妓に手練手管と用ゆるなと云ふは相撲取に四十  
 八手と使はずに相撲と取れと云ふのと同じ道理なり殊にはイクラ娼妓が手練手管の  
 極意と盡しても客の方で其の手練手管に引掛りさへ仕なければ決して欺される氣遣  
 のはありませんのら本員は四十二番の削除説と賛成致します戯長曰くモウ夫ッ切で  
 饒舌る人はありませんの饒舌る人が無ければ面倒臭いのら此處で決と採テ仕舞はす  
 サア四十二番の削除説に同意の人は早く〜お立めされへ(成田屋ア)起立三十七  
 人」多數によつて之に決す次に第四條と朗讀せしむ曰く  
 第四條 娼妓にして情夫とこしらへ珍々鴨鍋の樂みと爲し又は夫が爲に着類仕舞  
 等と質に置は勝手たるべしと雖も其の情夫が金のなき爲に開放題の虚言と笑て  
 客の金と欺し取るべしとす

三十八番(財布唐之助)曰く本員は此の原案に對して此處が斯と云ふ處はありません  
 が只少をばり修正と仕度のは珍々鴨鍋の四字であります全体珍々鴨鍋とは何様な  
 鍋の本員は食た事がないのら其味は知りませんけれども情夫と情婦が長火鉢と中  
 して雪巴の我物の端唄でも小聲で唄ひながら鴨の鍋で一杯やつたら定めし愉快な事  
 でありませうけれども併し鴨の鍋とは昔の事では今は大抵軍鶏の牛鍋ですのら其の  
 實際の通り珍々鴨鍋の四字と取除て「ヂユウ〜」軍鶏鍋牛鍋の樂み云々  
 と修正したら宜らうと思ひます五十番(面白勘兵衛)曰く三十六番の説お賛成四十  
 六番(鳥越苦郎太)曰く右同断なり戯長曰く然らば三十八番戯員のヂユウ〜軍  
 鶏鍋牛鍋と修正する説に同意の人は起立あるべし「起立多數」によつて之に決す次  
 に第五條と朗讀せしむ曰く

第五條 娼妓は客と取のが娼賣にして死のが商賣にあらざれば縦ひ合惚の熱に淨  
 られたりと雖もマツターンの命と粗末にして情死とするなぞ馬鹿〜敷振舞と

爲すべからず

四十七番(何田尻長坊)曰く娼妓は客と取のが娼賣で死のが商賣では無いと云ふのは是は云はなくとも知れ切た當り前の事でありませぬ殊に情死とするのは馬鹿氣多事だのら止すが宜それよりは昔しの謠に「情死しましよの髪切ましよの髪は生もの身は寶」と云ふ通り髪と切て間に合せて置と云つた處が世に云ふ死神に熱着れたものは逆も無蓋の皮であります已に無蓋の皮とした日になつて見ると止るだけ野暮でありませぬ已に止るだけ野暮だとした日になつて見ると打棄つて置た方が宜しいのら本員は此箇條と削除の方が宜しうらうと思ひます廿七番(安藤舊平)曰くなるはど四十七番戯員の云はるゝ通り縦ひ娼妓が首と縊つて死ふとも土左衛門とならうとも其處は娼妓の痴遊の權ではと奇則上らう兎や角と云ふのは所謂餘計な世話だのら此の箇條は有ても無くても宜やうなもの併しあつた處が格別邪魔にもならないものだのら枯木も山の賑やしでは是も矢張りソツソツ此儘で置た方が宜らうと思ひますか諸

君は如何な誤意見で御座いますやら三十五番(何茂若蘭)曰く本員は何して宜のだの解りませんのら障らぬ神に祟りなしと云ふ謠によつて廿七番の其儘ソツソツ手附ずに置と云ふ無造作な説と賛成致します戯長曰く四十七番戯員は頼に尊榮筋と出して饒舌られたが惜い哉一人も賛成者が無いのら立消と成り又廿七番戯員の原案維持説は三十五番戯員の賛成があつて戯題となりましたソコで早速ながら決と採ませう先づ廿七番戯員の説に同意の人は突立たまへ二三人と除くの外總起立よつて之に決す戯長曰く今日は先づ是でお仕舞として又た明日へイ左様ならアハヨ

○第六日目戲事日程

○女郎買奇則案

副戯長(鶴野一聲)曰く今日は戯長篤賀鷹鷹海氏が飛出して来る筈でありましたが未だ病氣が直らないさうですのら拙者がモウ一日怠理となつて采配と揮廻しますソコで

今日戲事を開く前に諸君に一ツ誤相談とする事があります夫は何のと云ふに十五番  
 戲員鼻野下長平君が持出された權妻情例案の事で御座います是は今日直に戲事に  
 取掛りませうの又は今日に只原案だけ通讀して置いて戲事は跡廻しに致しませうの  
 先づ之と起立に問ふて見ますのら今日直に戲事に取掛る思召しの人はお立なされ  
 「起立少數」然らば原案の通讀だけして置いて戲事は跡廻しが宜とおもふ人は立たまへ  
 「起立多數」よつて跡廻しの事に決す戲長曰く然らば是より原案の通讀とさせますの  
 ら諸君は能く耳葉とホチクツてお聞なさいませと即ち書戲として朗讀せしむ曰く

○權妻情例案

持出戲員鼻野下長平

第一條 何處の何奴の馬骨娘たりとも少しく面附のノッペリしたる者は人の權妻  
 となる事と得

第二條 凡そ妻權にて此世とノホ、ンに送らんと欲する者は其趣とて聞察所へ願  
 ひ出て鑑札と受べし若し無鑑札にして之と爲す者は私窩事と同様の處分と爲す

第三條 權妻と分つて甲乙の二等と爲す其區別は即ち左の如し

甲の部 警公又は銀行の役員その他○持大盡の寵愛と受て小意氣な格子遣り  
 の家に別居とる者

乙の部 常に自宅に居て一ヶ月貳圓以上五圓までの手當金と貰ひ土曜日又は  
 日曜日に限り旦那の寵愛と受ると

第四條 權妻の鑑札と受たる者は毎月左の資金と納むべし

甲の部五圓 乙の部五十錢

但し一ヶ月にても此資金と怠たる時は直ちに鑑札と取わけける者とす

第五條 權妻たる者と縦ひ旦那の寵愛一方ならずと雖も夫がために増長して正妻  
 と尻の下に敷事とゆるさず

第六條 權妻にして若しボテレンと布袋腹になりたる時は之ヲヒリ出したるのち  
 且突の處分と受べし

第七條 且公の心變りして屈消にさるゝ事あるとも先づ夫までの縁と断念め決してユスリ箇間しき振舞と以て手切金など取るべからず

但し且公より手切金と出すときは之と請受も妨げなし

第八條 本妻に嗅つけられて焼餅の飛ッ尻と食ふ事あるとも決して恩と仇にして返す等の事と爲すべからず

第九條 馬骨の本性と顯すと顯さざるとは素より性質の馬鹿と利口によると雖も成るべく慎んで虫も死さぬやうな面附として居ると宜とす

第十條 且突と煽動こんで芝居に行は差支へなしと雖も歸ッて後且突と其方除にして役者のノロケと饒舌るべからず

但し且公不在の時は此限にあらす

戲長曰く權妻奇則の朗讀も濟ましたのら之より本日の戲事に取掛りませうと畫讀として原案と朗讀せしめ曰く

●女郎買奇則

第一條 凡そ娼妓と買て愉快と盡さんと欲する者は先づ平生能く稼いで其資本と作るべし

五番(囊中冷)曰く是は早や奇妙奇手列な原案で御座るイヤサ實以て誠に以て吃驚仰天腹玉とオツ潰すに足べき原案で御座るイヤサ何が故に然云ふの曰く他なし一体全体女郎買と云ふものはホンの一時の出来心より生ずるの結果であつて決して資本金とこしらへて夫のらソソ〜と女郎買に出掛るやうな悠長千万な譯柄のものではありませぬ殊に女郎買と云ふものはイッラ無ければ出来ない何のくらの無ければ用が足りないと云ふ譯はなし例へば二十五錢持て轉寝に行のも女郎買なら百圓持て行て藝者や幫間と相手にドンチャン騒ぐのも女郎買ですのら女郎買とさへ云へば必らず弗函でも擔ぎ込なければ出来ないものだと思ふと大變な見當違ひで御座る併しながら女郎買の爲に家業とを留守にし女郎買の爲に身とシツシルやうな事なら女郎買は

仕ない方が宜しい故に本員は之と修正して「凡そ女郎買と爲さんと欲する者は平生能く稼いで然る後に之と爲すべし」と改めたら何だなるのと思ひますがヨモヤ諸君に於ても誤異存はありますまい二十番(何野良軒)曰く五番戯員の説にサンセイで廿二番(阿玉角藏)曰く五番戯員は豆腐の中へ牛肉と交て該ッ多煮にしたやうな文句で原案の修正説と持出されましたが其文句の中に二十五銭持て行ても百圓持て行ても女郎買に違ひはないと云はれたやうに聞へたが成ほど理屈詰のら云へばメツ々二十五銭の金と持て行ても女郎と買へば女郎買には違ひ無いけれども併し是はコチ附理屈と云ふもので決して本當の理屈では無い早い話しが此處に一銭持て居る男と百圓持て居る男があるツコで一銭でも金なら百圓も金だのら一銭持て居る人も金持百圓持て居る者と金持と云ひさうなものだが決して一銭持て居る者と金持とは云ひません……夫れ御覽じる女郎買も是と同じ事で女郎と買に行たのら縦ひ轉寝でも女郎買だとは云へません殊に此の原案は文句の中にもある通り娼妓と買て愉快と盡

さんと欲する者は云々と云ふのだから彼の轉寝なんぞの化痴な事と云ふのではありません然のら只女郎買と成さんと欲する者はと云ふならば五番戯員のお説の通りで宜けれども殊更に愉快と盡さんと欲する者は云々とある以上は是非資金が必要ですのら本員は原接の通で宜しいと思ひます廿五番(鼻輪獅成)曰くヒヤ〜本員は廿二番の説に同意〜戯長曰く五番戯員の修正説も廿二番戯員の原接据置の説も兩方ともに賛成者がありて戯題となりましたが先づ五番戯員の修正説のら起立に問ひます之に同意の人は例の通り「起立三十九人」戯長曰く起立多數に依つて之に決します次に第二條と朗讀せしむ曰く

第二條 娼妓と面白づくに買者と道樂者と云ひ娼妓に鼻毛と伸す者と鼻下長と云ひ娼妓の爲に身とシツマリ身代と棒に振ものと大馬鹿野郎と云ふ

四十一番(南戸堂太郎)曰く是は九で道樂者の等級附が評判記見たやうな箇條で別段戯する處も笑談する事も何にも入らない即ち此の原案の通りで宜らうと思ひます三

十一番(面野川厚)曰くイヤさうでない戯する處も笑談する處もニコニコめめです  
 澤山ドッサリあります即ち此原案中に鼻毛と伸す者と鼻下長と云ひ身代と棒に  
 る者と大馬鹿野郎と云つてありますけれども皆是れ面白づくの道樂の起る事  
 と手短に云つて見れば鼻下長も道樂者なれば身代と棒にふるのも道樂者です  
 も此様な七面倒臭い事と並べ立るには及びませぬ只娼妓と面白づくに買ふ者  
 と道樂と書ておれば夫で十分に事が足ります何の其様な鹽梅敷に改正と願  
 へ諸君の誤賛成とも願ひ度ものです四十三番(紀井田風海)曰く近頃は物事  
 と云ふ事が流行物になつて昔しは頭と下てお互ひに辭職としたのが禮式  
 今では一寸手と擧て濟し昔しは今日は好お天氣で御座いますと云つたのが  
 今はと云つた切で事と濟せるやうな時節だが併し略するにも程のつたもので  
 て用の足る事もあれば略して用の足ない事もあるから強ち略するのが宜い  
 せん其證據には近頃新聞の廣告などに火事見舞の禮が出て居るのを見る  
 と云つて

前は拙宅儀近火の節は早速御見舞下され有がたく云々と書てあつた  
 見舞の禮と請取たが夫が今では略して仕舞て只近火御禮とばかり書て  
 ても火事に禮と云ふやうにしの請取ない三十一番の誤説が是と同じ事  
 白づくに買ふもの道樂と云ふ」と云つたばかりでは何の事やらサツパリ  
 のらは是は矢張り四十一番戯員の云はる通り原案の儘で置た方が宜ら  
 すがやテ戯長曰く三十一番の略する説は賛成者が無いから尙析損の草  
 氣文字さまで一寸お見舞と申して置て夫の原案に同意の諸君は例の  
 「起立四十人餘」多數によつて原案に決す次に第三條と朗讀せしむ曰く  
 第三條 娼妓は元來獨身者の相手なれば女房子のある者は成べく遠  
 とす  
 但し交際上止むと得ざるの場合は此限にあらず  
 四十八番(糞出茂藏衛)曰く此の第三條に就て本員は十分に意見と吐露  
 するの見込で

御座いますッコで此の原案によつて見ると娼妓は獨身者の相手だらうら女房子のある者は女郎買とするなと云ふやうに思はれますが何ゆゑに何云ふ譯で女房子のある者は女郎買が出来ないので御座いませうの又何様な譯柄によつて娼妓は獨身者の相手と極つて居るので御座いませうの貸座敷奇則によつても娼妓奇則によつて女房のある者は客にすべからずと云ふ箇條もありませぬのら縦ひ女房があらうとも權妻があらうとも自分の足で歩いて行つて自分の錢に遣つて自分の娼妓イヤ自分の娼妓と云ふのは無いけれども自分の勝手に遊ぶには何も都合はないでは御座いませぬの夫も昔しゝら爾云ふ法立になつて居るなら仕方もないが昔しゝら其様な馬鹿な奇則はありませぬ其證據には鈴木水主と御覽じる音婆の坊の唄にも處は青山百人町で鈴木水主と云ふ侍は女房持にて子供が二人と云ふではありませぬの夫れ然り昔し野蠻の時代でさへも此の如き窮屈な奇則はあらざりしものと況て今日この怪明の世の中となり人に自酒自遊の權と與へて酒と飲ふと遊ばふと勝手次第と云ふ時に當つて女房

子のある者は女郎買とするな杯とは甚だ以て其意と得ざるのみならず此の如き窮屈な奇則と設けたと云つては此の滑稽國の恥辱となりますのら本員は誰が何と云つても断然これと廢棄しやうと思ひますと獨で威張つて見た處が贊成者が無ければ詰らないのら何卒諸君は誤最負分に誤賛成と願ひます三十二番(夢中作左衛門)曰く四十八番職員は癩癩持が息と吹返したやうにイヤに口から泡と吹て一人で威張られたが借い事には餘まり原案と早呑こみに吞込過ぎて引出し違ひとして居られます即ち小遣錢の這入て居る引出したと信じて引出して見ると古足袋古積鼻御の引出であつたので吃驚膽と潰された有様で御座りますナせならば四十八番職員は此の原案と見て女房子のある者は女郎買としては成らないぞと嚴敷ぶつ留たやうに會得されたと思へるがマア精踏水でいて能く面と洗つて寶丹でも呑で眠の玉とおツ開いて此の原案と御覽じる女房子のある者は必ず女郎と買事は出来ないと書てはありませぬ只女房子のある者は成るべく違ひのるやうにするが宜とあり又但し書にも交際で止むと得

九十八  
ない時には此限りにあらずとも書てあります然のら其様に見當違ひと仕ないでユツ  
グリとマアお考へなさりませ四十八番曰く職長に質問致します只今三十二番職員が  
鏡舌られた處と聞に小遣い錢が何との引出しと開たとの蓋としたとの或ひは精踏水  
で面と洗ッて寶丹と吞たら眼と廻したとの何だの狐と馬に乗て溝の中へ轉げ落たや  
うな尤で譯の分らない奇々妙々變報來の雜言と並べて夫でお仕舞になりましたが彼  
様な戯題外の事とペラ〜鏡舌ッた切でお仕舞にしても宜ものでありませうの一す  
伺ひたい職長曰くイヤ其事今三十二番に尋ねやうと思ッて居た處です……三十二  
番職員は何だの説迷異員の云ふ事と横取して原案の講釋をしたばかりで賛成やら不  
同意やらサツパリ分らなかつたが全体誤意見は如何です三十二番曰く夫は云ふだけ  
野暮なお尋ね素より四十八番に講釋として聞せる位に原案の意味も能く吞込み且つ  
氣に入て居りますのら無論原案の賛成者で御座います(採決〜の聲頻に起る)職  
長曰く餘り面黒い説も出ないのら決と取ませう原案に賛成の人は突立たまへ(五六

名と除くの外總起立一多數によつて原案に決す次に第四條と朗讀せしむ曰く

第四條 自分に金と以て娼妓と買は妨げなしと雖も娼妓に惚られやうと思ふ了簡  
は出すべのらす

六番(馬井話太)曰くこの原案は「傾城に可愛のられて運のつき」と云ふ句のら編出  
したものと見へるが成ほど其通り娼妓に惚られた日にやあ損と仕やうとも徳の取る  
ものではありませんのら是は此原案通り惚られやうと思ふ了簡は出さない方が宜で  
御座りませうのら本員は一も二もなく原案と賛成致します十八番(出鱈目勇内)曰く  
本員は六番職員の反對即ちアヘコへの敵き役と極込ふと思ひますソコで以て一ツの  
譬へと擴ぎ出して辯じませうなら先づ此處に人あり煎餅と買ても必らず煎餅と食べ  
のらず若し食度ければ其袋とシヤナれ團子と買ても必らず團子と食べのらず若し食  
度ければ其串と噛ッて我慢としろ(笑聲起る)何となれば煎餅と澤山に食は胃病と起  
し團子とドツヤリ食へば食傷とすると懇々説諭した處で之と聞人は成ほど尤もな事



だと思ひ煎餅と食ふ處と袋とシヤフリ團子と食ふ處と申と噛ッて我慢する者がありませうの好んば胃病と起すにせよ食傷するにせよ煎餅と買は煎餅と食んが爲め團子と買は團子と食んが爲めでありますのら只この袋や申と噛ッて我慢するやうな馬鹿正直のペラボウ者は恐らく此の世の中に一人は扱置き半人も四半人もありますまい此の原案が是と同じ理屈で女郎は買ても宜が惚られないやうに買とは随分無理な誤注文ではありませぬの殊に本員の如きは何處へ遊びに行ても何様な素屈多女郎と買ても此方では惚られては困ると鼻と撮んで居ても先方から無暗に勇チャンと云ッて惚て来る有様は恰も水の低き處に流れ込が如くで御座います(ソウ)と云ッく)ナノソウ)ではないヒヤ)です本員自ら保笑と致しますッヨで又た諸君のやうな不粹的は誤存じあるまいが女郎の方で氣障な奴だヨと鼻と撮んで居るのに此方ばかりで大熱々になつて行た日にやア何程金があつても駄目の皮の積鼻祠だが女郎の方から惚て来ると第一色男と云ふ迷譽の保険が附いて又さうなると殆

ん迄是れ異心同体で彼の浦里の時次郎に於るが如く小紫の權入に於るが如くお紺の買に於るが如く白糸の主水に於るが如く此方に一文の金がなくとも先方でチャーンと帳合として呉るのら何時でもロハで遊べるやうな無上の快樂が得られます故に本員は之と修正して斯したら宜らうと思ひますナホン「自分の金と以て娼妓と買は摺て仕舞と裸体にならうと勝手たるべしと雖も同じ金と遣ふならば娼妓に惚られ色男の仲間入とするやうに遣ふべし」とナント諸君のうしては如何でげせうのオッホン十三番(何賀難高)曰く十八番戯員の説は何だの取留のないやうな云草ではありますけれども併し一寸面白い處もあるのら本員は十八番の修正説と賛成致します廿四番(馬戸鹿平)曰く十三番戯員の真似とするやうだが本員も十八番戯員の修正説と賛成致します戯長曰く然らばモウ採決と致さう原按の賛成者は少ないやうだがのら後廻しとして先づ十八番戯員の修正説に同意の人は突立て見たまへ「起立過半数」依てこれに決す次に第五條と朗讀せしむ曰く

第五條 大勢にて娼妓と買ふときは豫じめ其費用と定めて頭割と爲し又た其中に  
就き正直な者と會計委員として總ての勘定と之に任すべし

十六番(平氣野平左衛門)曰く本員は別に意見もありませんから先づ原案と賛成いた  
します併し大勢にて娼妓と買ふときはと云ふと何だの一人の娼妓と大勢して買や  
うに聞へばせぬのと思ひますから此處と大勢にて女郎買に行し時は云々と改めたら  
如何であらうのと考へます尤も是とても同意者が無ければ強てとは申しません廿三  
番(高井山藏)曰く説迷異員に質問と致しますが第一大勢して女郎買に行と云ふに限り  
何故に此様な小面倒臭い事と仕なければ成らないのでありませうの第二豫じめとあ  
るのらには大方前金に頭割だけの金と出すのでありませうが是は何故に前金に出さ  
ねば無らないのでありませうの第三何故に會計委員と設けるのでありませうの第四  
若し其費用に過不足のあつた時には何様な處分にするのを見込でありませうの説迷  
異員(老野線言)曰く笑知しました誤質問の廉を細うにお答へ申しませう第一大勢で

する事と云ふものは所謂る船頭多くして舟山に登るとやらで兎角に難だ堪たと争ひ  
ばり多くて物事の纏り悪いものですから之と纏るが爲に此の原按が成立したので御  
座います第二是は仰しやる通り前金に出させるので御座いますソコで何故前金に取  
ると云ふに外の貸借でも爾ですが況て女郎買の金と云ふものは跡になると誠に出す  
のが嫌なものでヤレ自己は酒と飲無つたから割前は半分しの出さないとの或ひは  
今は都合が悪いのら何れ跡のら届るだのと云つて中々容易に纏りが附ないでツマリ  
立替た者が脊負込やうな事が出来るのら夫で前金に集て置ので御座います第三大  
勢の人間が各自に贅澤と云つて一人は酒と持て来いと云ひ一人は菓子と持て来いと  
云ひ又一人は藝者と呼で来いと云ひ又一人は肴と持て来いと云ひ或ひは何と持て来  
い角と持て来いと云つた日には一圓で濟せやうと思つて居たのがツイ二圓も三圓も  
掛るやうな事が出来るのらソコで會計委員と云ふものと拵へて万事これに任せて  
置と云ふには凡そ豫算だけの飲食として宜加減な時分に切上させると其時はチト飲足

ないものもあらうし又食ひ足ないものも有りませうけれども後腹が痛まると思ふ處のら此の會計委員と云ふものと設けたので御座います第四若し費用に過不足の出來たときは過金なれば縦ひ文久錢一文ツ、でも頭數へ割戻し又た不足と生じたときは是も亦た頭割で再び追徴するの見込で御座います廿三番曰く借に了解した然らば本員は原案と意味は違はないが聊の文章と改めて斯様にしたら何だらうと思ひます「大勢にて女郎買に行くときは其費用と頭割として前金に徴收し又た其中に就て正直な者と會計委員とし万事これに取計らはしむべし但し費用に過金ありしときは頭數へ割戻し不足と生じたる時は直ちに之と追徴す」と是では如何で御座いますせうの三十五番(何茂若蘭)曰く旨い〜僕は廿三番の説と賛成します戲長曰く如何です諸君モウ饒舌る種はありませんの種が無ければ直に取極ませう廿三番の修正説に同意の人は相變らず突立たまへ「起立多數」よつて之に決す戲長曰く先づ今日は是でお仕舞と致しますすうら是のらサッサと勝手に誤歸宅の上有合の芋の煮つけばしでも

下物にして膳の上で一杯やりながら鼻話でもお唄ひなさいませ〜ハ誤苦勞さま又明日……

○第七日 戲事日程

○酒飲奇則 按

戲長(鳶賀鷹海)曰く昨日と一昨日の二日間は頼みもせぬ病に飛込まれたが爲に止むと得ず副戲長の鶴野一聲氏に怠理とさせましたが何様な事に纏りが附たの定めし口々な事は出来なかつたらうと思はれますが今日よりは又候余輩がお釋迦様の役目と務めますのら諸君に於ても羅漢と氣取り越中と除くの外は憤鼻禪と堅く直して後らでも宜のら下司の智恵と絞り出して一生懸命に戲せられん事と奇望いたまいますソコで今日の戲事日程は酒香奇則と云ふのではは十一番戲員甘井團子兵衛氏の提出された原按ですのら先づ同氏に是と持だした所謂因縁と饒舌らせる事に致しませう

十一番(甘井團子兵衛)曰く只今職長より報道ありし如く此の奇則案は本員が持出し  
たので御座いますッコで何故に斯様な奇則と考へ出したると云ふと元來酒と云ふも  
のは世に云ふ狂水で酒と飲と平生は猫見たやうな盆槍野郎でも忽ち荒熊のやうに  
氣が荒くなつて亂暴と働き或ひは平生は石橋とコッく叩いて渡るやうな用心深い  
男が酒と飲と忽ち無鐵砲となつて溝の中へ轉げ落たりするのみならず酒の爲に生ず  
るの害は一年三百六十五日飯と食すに勘定としても實に勘定の仕されぬ程を澤山  
あるのら成らう事ならキツパリと禁じて仕舞た方が寧ろ世話がなくて宜のらうと思  
ひますけれども併し酒の利害に就ては近頃社怪の一問題ともなつて居りますのら  
ツツな事と云つて此の兀天窓へボンコツと食せられても痛いのら先づ飲でも宜と云  
ふやうな飲では悪いと云ふやうな誠に曖昧なボンヤリとした原案と出しました就  
ては前にも申す通り是の社怪の一問題ともなつて居れば之と此の滑怪で戯して飲方  
が宜との飲ないが宜との何れにが一方に片附るのが我々の僞務だらうと考へますの

ら諸君に於ても成るべく手前勝手と並べて十分に娯笑談あらん事と冀かひアীগ奉  
ります其ため口上茶用……處で書戲賤生誤苦勞様ながら原按と讀で頂戴書戲(耳  
野早藏)曰く笑知いたしたと乃ち原按第一條より讀み初む曰く

酒飲奇則

第一條 凡そ酒と飲んと欲する者は常に左の一ヶ條と守るべし

酒は飲べし飲べのらす

二十番(何野良軒)曰く酒は飲べし飲べのらすとは何の事だのサツパリ分りませんが  
是は全体酒と飲と云ふのでありますの飲なと云ふのでありますが出按者の説迷と願  
ひます十一番(甘井團子兵衛)曰く左ればです此の意味は本員にも分りませんければ  
も能く人の云ふ事ですのら此處に擔ぎ出しました併し分らないと云つて暗の夜に  
牛と引出たやうな誤挨拶も出來ませんのら先づ附會の理屈と並べて見ればエ、ト斯  
様な事ではありますまいの元來酒と云ふものは人の飲べき物に出來て居るののら

勿論飲でも宜けれども餘り飲過て夫が爲に身とシクソルやうなら寧ろその事飲ない方が宜と云ふので之と堅苦勞しく云へば唯酒は量りなし亂に及ばずの意味又た之と分り易く云へば彼の都々に云ふ「好きな酒なら飲なぢやないの少しひらへて飲しやんせ」と云ふのと同じ譯だらうと思ひます(ヒヤ〜)(二十番曰くナ、ナールはど如何さま其様な事で御座いませう尤も酒にのぎらす何でも飲み過ぎ食ひ過と云ふ奴は身体とシクソルの元でありますけれども中ん就く酒の飲過ぎはど種々様々の害と引起すものはありませんら如何にも原按の通り酒は飲べし飲むべからずとしてハレケの正覺坊と退治の方が宜らうと思ひます(ノウ〜)(ヒヤ〜)(八番(佐藤甘藏)曰くイヤ其様な酒飲に對して斟酌とするには及びません本員このころ衛生雜誌および禁酒雜誌などを見るに皆酒は有害物として御座いますし又た輿論に於ても有害物と云ふ方に傾むひて居ります自己に諸雜誌に有害と稱し輿論も亦た有害の説に傾むく以上は只この滑怪に於てのみ酒と飲むべしと勸むる道理は無きのみならず

此の戯怪は輿論より成立ち輿論と重んずるの戯怪でありますから本員は此の奇則案とヤランパンにして仕舞て更に委員と撰定し禁酒定例なる者と編纂しやうと思ひます諸君何卒誤賛成をあらはし十番(酒尾香助)曰く誤賛成をあらはしが聞て呆れらる戲長……本員即ち此の十番戯員酒尾香助が珍述する處と聞て頂戴ヨ一てッたら聞て頂戴……本員は全体この原案の飲べし飲べからずと云ふ譯の分らない曖昧な益槍とした事おらして氣に食はないのです併し出案者の説迷と聞て見れば飲み過ぎないやうに宜加減に飲べしと云ふ意味ぢや爾ですが縦ひ一升飲ふとも二升飲ふとも或ひは李太白のやうに酒と一升飲では詩と十首作り詩と十首作ッては酒と一升ツ、飲ふども或ひは狸々のやうに赤い天窓の毛と振廻して酒柄杓と杖に踊と踊らうとも各自の勝手に決して蕎麥店の湯桶のやうに横圖放ら首と出して飲が宜どの飲ないが宜との餘計なお世ッ介と焼には當るまいと思ひます殊に入番戯員の如きは大馬鹿野郎中の大馬鹿野郎大ベラホウ中の大ベラホウ頓痴機中の頓痴機我利〜蒙者中の

我利く蒙者で御座います(笑聲起る)と云ひたら我利く蒙者の八番職員は悔しいくで首でも縊てヒユドロく怖くないやうに化て出られる知らないが一体全体元來抑々何處の何様處とドウ押して其様な音が出たもので御座いませうの若氣でも狂ったのなら今の中に香奠の前借でもして瘋癲病院へ轉込だ方が宜しうらうと思はれるが併し虫の息でも少し人間の氣が残って居ならば此世の引導と聞と思ッて僕の云ふ處とヨク聞ッしやれ但し耳ツ葉と能ホチツリ出すべき事と……ソコで酒の功能と云ふものは中々一朝一夕處ではない縱ひ年が百年の間毎日ノヘツには……くくくく饒舌ッても逆も饒舌り切ない程あります餘まり小六ヶ敷事と云ッても過たるは猶及ばざるが如しで無學文盲明盲の人々に了解ないと困るうら先づ何様な無學文盲の明盲にでも會得の出来るやうにお話して致しませう謹聽くたユヘン第一酒は愛ひの玉帯と云ふ事がある第二酒なくば何の已れが櫻説と云ふ事がある第三酒のめば何處の心の春めさて借金取も驚の聲と云ふ事がある第四酒でもわがッ

てウキくしやんせ氣のら病が出るわいなと云ふ事がある第五酒も飲ひし登樓もすべし極る時には極るべしと云ふ事がある第六酒と女がもし無いならば生で此世に用はないと云ふ事がある第七樂しみは後ろに柱前に酒左右に女ふところには金と云ふ事がある第八野暮と云はずにマア飲しやんせ御酒造わがらぬ神はないと云ふ事がある第九お酒たんと飲や心のら可愛酔て管巻やなほ可愛と云ふ事があるエ、ト夫でモウ無いの知らず、あるく第十酒は百藥の長と云ふ事がある……エヘン扱て此の十ヶ條は古人が下戸と戒めた金言で本員も亦た常にこの十ヶ條を以て人と戒め人々教へ何人に限らず呑酒再杯せしめて居りますソコで本員が常に人として呑酒再杯せしめるとせしめざるとは扱置き已に痴識もあり愕方もある古人が此の如く酒の功能と示し置たるものと今更何にも知らないお先き眞ッ暗の我利く蒙者等が酒は有害物だの酒と廢するなど云ふは誠に以て不埒千万の事と思ひますのら本員は飽までも古人の意に随ッて自由に酒と飲み且つ此の第一條も七面倒臭い事と止にして只

酒は飲むべし」と改めやうと思ひます一番(苦田尾卷左衛門)曰く十番職員は薄識寡才のお方と聞及んで居りましたが今日初めて君の尋常人にあらざると知りました成ほど十番職員の説の通り酒は百薬の長憂ひの玉帯とも稱すべき物で若し此世に酒が無かつたならば皆な心配や苦勞に追まられて十分に成長ない中即ち赤ん坊の中にポソリ〜と死で仕舞で御座いませう然れば老幼男女に拘はらず縦ひ三度の飯と二度に減じ女房と質に置ても朝ッ腹のらガブリ〜と酒を飲むべきが至當なるに夫れしも思はずに却つて禁酒定例など編出さんとは以ての外(外)の事で先方が手出しさへ仕なければ叩き殺して遺度くらゐで御座いますイヤ其様な事と云つて空力味に力んで居た處が仕方がないが何に致せ本員は前に陳述した通りの心持ですのら無論ヒヤ〜と吐鳴り同感〜と叫びバチ〜と手と敲きド〜と自段駄と踏み兩肌と脱で〜と突立ちお負に逆ッ〜返り蜻蛉返りベツカコウ赤ん平して十番職員の説と賛成いたします戲長曰く原按に對しては二十番職員の説成あり十番の修正説には

一番職員の説成があつて兩方ともに職廻と成り彼方たれば此方が立す兩方たれば身が立ぬと云ふやうな板挟みになつて居りますが先づ十番職員の説は飲べしと云ふ説に同意の人は突立たまへ「起立十五人」少數にて骨折損次に原案に程よく飲べしと云ふ説に同意の人は突立たまへ「起立三十八人」多數によつて原案に決す次に第二條と朗讀せしむ曰く

第二條 每晚膳の上にて一本ツ、飲ものは先づ一合より少なからず二合より多のらざるゝと適度とす

一番(苦田尾卷右衛門)曰く出案者にお尋ね申すエ、下戸の人は誤笑知あるまいが同一一合と云つても一合にも量り切の一合お負の一合と云ふ二た通りの別があります例へば一升と云つて買ば一升樽に一杯でこれと十分すれば全くの一合となるも之と量りさりの一合と云ひ又一合と云つて買ば一升の割よりは直段は少し高いけれどもその代り量り切りの一合に比ぶれば殆んど一合七八分もあるゆる之とお負の一合

と云ひますが此處に一合或ひは二合と云ふのは量り切の一合でありませうの又はお  
 負の一合でありませうの全体酒飲と云ふものは誠ふ口汚いもので量りさりの一合と  
 お負の一合とは大層な違ひで御座いますのら念の爲に一寸お尋ね申す十一番(井井  
 團子兵衛)曰く出案者は其様な細な事は知りませんが此處に一合二合と云ふのは一  
 合樹に一杯ツ、量ツたのと云ふのであります十番(酒尾吞助)曰く適度とは多くもな  
 し少なくもなし丁度宜加減と云ふ事で御座います然らばツツ一合の酒と飲で捕  
 たでの猴見たやうになる者に向ツて一合より少なうらす飲と云ふは適度ではあま  
 すまい又た一升の酒と飲でも何處と風が吹くと云ふやうな顔として居る者に向ツて  
 二合より上は飲なと云ふは是れ亦た適度ではありますまい故に本員は是を修正して  
 「毎晩膳の上で獨酌する者は五合より多く飲可らす但し旨い肴のありし時は此限に  
 らず」と改めたら宜うと思ひます一番(苦田尾卷右衛門)曰く十番議員の設と賛成  
 く四十六番(鳥越苦郎太)曰く十番議員の誤説は至極誤尤も千万のやうに聞か  
 る

れども併しツツ一合の酒と飲で捕立の猴見たやうに成るやうでは是はまた酒飲を  
 は云へない先づ酒管と云ツて宜位な者で御座います本員が多年の經驗によつて察す  
 るに獨酌で一合の酒は飲る口なら相手があれば五合飲の力があり獨酌で二合の酒が  
 飲る口なら相手次第で一升飲の力がありますのら其一升の力の人には二合、五合の力  
 の人に一合位の見當で行ば丁度それこそ宜加減の適度であらうと思ひますのら本員  
 は原案と賛成致します巖長曰く其様な馬鹿が雲と掴むやうな事と云ツて居た日にや  
 ア何時まで饒舌ツても果しの盡ない事だのらモウ大概にして決と取りませう先づ十  
 番の修正説に同意の人は起立したまへ「起立少数」次に原按に同意の人は起立したま  
 へ「起立多数」よつて原按に決す次に第三條と朗讀せしむ曰く  
 第三條 人の招きに應じてロハで飲ときは少しは度と過すも宜しと雖も餘りへ  
 レケになつて先方の厄介となるべのらす  
 四十番(無敵流木)曰く本員は是を修正して斯しては何だらうのと思ひます「人の招



待と受てロハの馳走になるときは成べく飲るだけ飲でへレケとなるべき者とす」  
 とソコで何云ふ理由で斯様な修正説と持出したると云ふに全体人が馳走としやうと  
 云ふ心持は成べく食人には食し飲人には十分に飲し度と思ふて種々の馳走と出すの  
 で御座いますのら夫と辭退して一杯飲ではへレケに成はすまいのと考へ二杯飲で  
 は圖部六になりはすまいのと心配するやうでは却つて先方の氣と悪くするやうなも  
 ので甚だ失敬に當りますのら此様な時には遠慮なくハメと外して飲でへレケにで  
 も圖部七にでも勝手な者に化變つて差支へなからうと思ひます處のら此の修正説と  
 持出したので御座います十番(酒尾呑助)曰く「ヒヤ」冷酒でも宜のらモウ一杯と云  
 ひ度位なもので本員は四十番の修正説に大賛成で御座る一番(苦田尾卷右衛門)曰く  
 この苦田卷も四十番の説に大賛成でござい七番(小松田物木)曰く本員は原案は同  
 意の一人であります今その理由と珍述せんに抑々人と招ひて馳走とするは其意人  
 として心持よく食しめ心持よく酔しめんとするに在て決して之を食て食傷とせよと

と飲亂暴と働らけよと云ふのではありません兎もへレケに成た者は必らず亂暴  
 とするとも極つては居りませんが併しへレケになると兎角に亂暴になり勝のもの  
 で時とすると拳骨とふり廻して皿小鉢と教さ破り或ひは屏風唐紙等と蹴破るなと比  
 酒香の品行上に於て多くあるの例で御座います先づ諸君達が自分で人に馳走とす  
 る了簡になつて考へて見たまへ自分が資本とつけて馳走として其上に皿小鉢と教さ  
 破られたり屏風唐紙等と蹴破られたりしては判にも勘定にも當らないではありませ  
 んの(ヒヤ)故に本員は是等の迷惑筋より考へて原案と賛成するのであります三  
 十二番(夢中作左衛門)曰く本員は何方にせうしても宜とおもひますのら何方にでも  
 都合のよい方に取極たいと思ひつと蔵長曰く然らばモウ採決に取掛りませう先づ四  
 十番の修正説に同意の人は例の通り立たまへ「起立二十五人」次に原案に同意の人  
 は突立たまへ「起立二十五人」蔵長曰く是は困つた修正説も原案同意者も兩方とも  
 起立が同じ事で何方に取極るといふ譯にも行ないのら此處が蔵長の腕前を見せる處

として何方でも宜として置ませう(ヒヤ)次に第四條と朗讀せしむ曰く

第四條 酒と飲過て失策を爲したる時は酔の醒たる後氣の附き次第に頭と下て謝

罪へささ者とす

廿九番(目倉滅法)曰く出案者にね尋ね申す第一失策にも二様ありて人に對しての失策と自分の身に取ての失策との別があります。自分の身に取ての失策にも自分の頭と下て自分の身に謝罪のであります。第二酔に醒たる後氣の附き次第云々とあれど若し氣の附ない時には縦ひ何様な失策とした時にも謝罪なくて宜のであります。一番(甘井園子兵衛)曰く是は近頃奇手列な誤質問だ失策に二々通りあるの三通りあるの其様な馬鹿くしい取調は仕ませんけれども此處に失策と云ふのは人に對しても失策であります。又た失策としても氣の附ない時には何も致し方が無いけれども酒呑の癖として縦ひ失策とした事と知って居てもイヤモウ前後忘却してなど、胡麻化して失策と謝する事としないから其の惡癖と直さんが爲に此處に一本參ったので

あります。三十九番(法螺吹助)曰く本員も出案者にお尋ね申す事あり只今廿九番職員へ誤答辨の趣きと聞ば失策とは人に對しての失策と云ふのだと仰しや。たがシテ見ると往來の牛店へ這入て一杯機嫌で失策としたのも或ひは天蘇羅屋で失策としたのも或ひは又蕎麥店居酒屋等で失策としたのも或ひはまた自家へ歸って山の神へ對して失策としたのも或ひは權助お三小僧に對して失策としたのも皆酔の醒たる後に氣がつけば再び出直して右の牛店なり天蘇羅屋なり蕎麥屋なり居酒屋なりへ行き或ひは山の神なり權助なりお三なり小僧なりへも一々頭と下て謝罪て廻るのであります。うの又近頃は汽車汽船等の便利によりて今夜百里先で酒と飲で翌朝はモウ自家へ歸つて居る事があります。が扱その百里先で酒と飲で失策としたのと翌朝になつて氣がついても矢張り又た百里先まで汽車なり汽船なりへ乘て行て謝罪のであります。一寸この邊の譯と笑致したいもので御座る十一番曰くイヤ三十九番職員のやうにソウ捻くれて出られては殆んど誤變答に困却するが本員が人に對しての失策と云ッ

たのは先づ親屬知己朋友等と指して云ったので決して往來の牛店や蕎麥屋で失策としたのも跡より謝罪して歩行の自家の山の神やお三どんに對して失策としたのも頭を下て謝罪れと云ふのではありません四十一番(南戸重太郎)曰く此の原案に就ては廿九番および三十九番等の誤質問もありましたが成ほど此の原按の儘では出按者の説迷の通りにはドウも請取れ悪いから本員は是と先づ斯様に修正したら宜いんべエと思ひます其の修正按に曰く「親屬知己朋友の家に酒と飲過て失策と爲したる時は酔の醒たる後氣の附ぎ次第其罪と謝すべし但し自分に於て心附ずと雖も若し友人その他の者より忠告と受たる時は速に其忠告に従ふべし」ナント諸君是では如何でありませうの(この時類に決々の聲聞也) 戲長曰く原案も修正説も兩方ともに賛成者がありませんけれども先づ原案より起立に問ひませうソコで原按に同意の人は起立したまへ「起立一人但し起立者少數」にて消滅す次に四十一番の修正説に同意の人は起立したまへ「起立多數」よつて之に決す次に第五條を朗讀せしむ曰く

第五條 平生酒と飲べし場所と飲べし場所とを考へ飲で差支へなしと思ふ場所なれば度と定めて飲み飲むべしと思ふ場所に於ては縦ひ一杯たりとも決して飲むべし

三十五番(何茂若蘭)曰く是も何だのサツパリ譯のわうらない原案だが全体酒と飲でも宜場所と飲で悪い場所と云ふのは何様な場所と云ふのであります一寸出案者に承まはりたい十一番(甘井圃子兵衛)曰く又た出案者が引合です今度は何のモウ是きりで誤免と蒙り度ものだ……エ、ト夫は斯云ふ積りなんです酒と飲でも宜場所とは新年宴會婚禮賀の祝ひ祭の日などの目出度席と云ひ飲で悪い場所とは人の死だ家や大病人のある處或ひは火事に遭て焼出されの家などの目出度ない場所と云ふのであります廿八番(唐栖勘左衛門)曰く是と何との修正したら宜いんべエと思ひますけれども併し其様なに骨と折て戯したり修正したりするほどの氣の利た原案でもありませんら先づ此儘ソツクリ臭い物に蓋として置た方が第一時間も潰れず又腹も

減ず夫が却って老人に花だらうと思ひますが諸君は如何な誤意見でありませうの若し七面倒な事の嫌ひな氣の短い人は本員に同意と願ひます四十七番(何田屈長坊)曰く本員と此の近所の五六名は廿八番の説に大賛成戯長曰く此の原案に就て多少修正と仕たい處もあるけれども其様な事として居ると自家へ歸るのが晩くなるのら據ころなく原按の儘ソツソツして置と云ふ廿八番戯員の唐栖カア／＼勘左衛門さんの説に同意の人は早く立たまへ「起立多數」よつて之に決す戯長曰く然らば今日は先づこれでお仕舞と致しますのら是のら寐るとも起るとも相撲と捕ふとも喧嘩と仕やうとも勝手になさいますせへイ茶用なら

○第八日目戯事日程

○狂育法案

戯長曰く今日は是より狂育法の戯事に取り掛りますのら諸君は相變らず口より出任せ

の事と饒舌ッて高慢痴奇な面附とせられん事と奇望いたしますと戯長の前口上終ッて書戯原案の朗讀と初む曰く

滑稽國子第狂育法

第一條 凡そ父兄たる者は其子弟と狂育するの偽務あり又その子弟たる者は父兄の狂育と受るの偽務あり

廿五番(鼻輪獅成)曰く如何さま人間に限らず猫でも犬でも雀でも鶏でも之とヒリ出した以上は其子と狂育せねばならず又た其子と可愛がらねばならぬ事は彼の義太夫の文句に焼野の雉子夜の鶴子と思はぬは無きと知ると書てあるのと見ても知れて居ります併しイッラ我子だと云つてもソツソツつまでも親の膺と嘴らせて置譯にも参りますやい然るに此の原案は只父兄たる者は子弟と狂育するの偽務がある子弟は父兄の狂育と受るの偽務があると云ふまでの事で敢て何年何ヶ月の間狂育すると云ふ極りもありませんが是は其子弟が四十五十の老人になつても矢張りこれと狂育する

の偽務は離れないのでありませう。是は大概知れ切たやうな事ではありますけれど、  
 も只原案の通で平突張て居ても餘り氣が利ないから先づ愚弄半分に説迷異員の誤高  
 説と伺ひます。迷説異員(口野先輕)曰く成はば是には何時まで狂育すると云ふ年限は  
 わりませんけれども縦ひ年限と附て置ないらとでも所謂の子と見るは親に如ずで  
 大抵親の目から見れば其子の馬鹿と利口は知れるし又た其子の馬鹿と利口によつて  
 痴識の進歩にも晚いと早いがあるから其邊の事は總て親の目から見た處で見當つ  
 けてモウ手放しにしても宜と思へば縦ひ十歳の十二歳でも手放しにし又ドウしても  
 馬鹿で役に立たないと思へば縦ひ二十歳が三十になつても面倒と見て遣如く總て親の  
 見込に任せる積りでありませう。三番(三河野才藏)曰く原按の誤趣意では年限を定めな  
 いで親の了簡に任せる積りがちやさうで御坐いますけれども凡そ物事に極りのない  
 云ふものは恰も時計なくして日を送り曆なくして年と迎へ何時になつたら日が暮  
 るの何時になつたら正月が來かサツパリ見當が附ないのと同じ事で御座います。故に

男の子は何歳まで女の子は何歳までと凡そ年限を極て置た方が宜らうと思ひます。  
 十八番(出鶴目勇内)曰く本員は三番職員とは反對で父兄たる者が其子弟を狂育する  
 のに當て年限など設けずには及ぶまいと思ひます。早い話しが彼の鶏でも猫でも其  
 子と産落してのら一二月の間は随分よく面倒も見て世話とするけれどもモウ是で  
 打棄て置ても宜らうと思ふ頃には無造作に突放して仕舞て些とも構ひ附させんが  
 夫でも其子は渴へ死もせずニツン／＼と生長して行ではありませぬ。鳥や獸でも  
 も再ですもの況て万物の長たる人間の我子と狂育するのに年限によつて何斯するは  
 云つては實に犬猫に對してもニヤンともワンとも申し譯がありますまい。故に本員は  
 原案の通りで聊かも差支へないと思ひます。(この時傍笑席には欠伸の聲頻に聞ゆ)  
 三十七番(大尻一發)曰く本員は三番職員の年限を定めると云ふ説に賛成でも而して  
 其理由は如何にと云ふに何時までもノンメンクワリで親の臍を噛らして置と其子は  
 只之はありと當にして米の飯と太陽さまは何時でも附て廻るものと思つて居るから

昔の廻らないは借金が出来ても親父が何のして呉るだらうと思ひか三とんとが  
 レンにしても親父が何のして呉るだらうと思ひ何につけ彼につけ親父に寄掛る算段  
 ばかりして縦ひ二十歳にならうとも三十にならうとも獨立自痴の性根玉が出来ませ  
 んのら年限と定めずに年々年中親の臍と嚙らして置のは管に穀潰し野郎と養成する  
 の媒介となるのみならず却つて其子供の身の爲にもなりません故に本員は男は女房  
 と持まで女は人の女房になるまでと仕たら宜らうとも思ひましたが併し世の中は  
 三十振袖四十島田の女もあり又天窓はげても浮氣の止め男もありますのら事その事  
 男女に拘はらず親の狂育とするは十五歳までと定め猶原案の尻尾へ「但し男女に拘  
 はらず十五歳までとす」と書加へ度おもひます職長曰く餘り面白くもないのら  
 此邊で決と取りませう先づ子弟と狂育するに年限と定めると云ふ説に賛成の人は起  
 立われ「起立十五人」少数にて消滅す次に原案に同意の人は起立われ「起立二十六人」  
 多数によつて原案に決す次に第二條と朗讀せしむ曰く

第二條 前條の偽務と達せしめんが爲め一町村毎に笑愕校と設く

但し狂化用書は別に撰定す

四十五番(練荷釘職)曰く全体この笑愕校では何様な事と教るのでありませうの又た  
 狂化用書は別に撰定すとあれども是は何様な本と用ゐるか見込でありませうの職事  
 の都合もありますのら一寸説迷異員にお尋ね申します説迷異員曰く此の笑愕校と云  
 ふのは金持と貧乏人とと問はず又た鼻垂小僧とメツ／＼阿魔とと論せず凡そ六七歳  
 になれば皆な此愕校へ入れて笑ひの稽古とさせるのであります然して何故に子供の  
 時をら笑ひの稽古とさせるのと云ふに元來この國は稽稽國と稱する國でありながら  
 是までの通りで行と只可笑い時ひばり笑つて可笑くない時には脹れッ面や澁ッ面  
 として居るのら滑稽國の趣意に背きます故に餓鬼の頃のら笑ひと稽古とさせて置は世  
 に云ふ三ツ子の魂ひ百までとやらで年と取ても腰が曲つて白髪頭になつても齒抜に  
 なつても何時も正月の氣でニ／＼／＼然と笑つて居るのら誠に氣樂さうで何處の何奴

が見ても流石に滑稽國の人間らしく見へる。この國の爲にも迷書とならぬ。先づ是等の趣意によつて此の笑愕校と設ける事になつたのだ。誤合點あれッコで又狂化用書は目下撰定中も未だ儘には分りませんが先づ大体の處は十返舎一九の道中膝栗毛、瀧亭鯉丈の和合人、式亭三馬の浮世風呂及び古今百馬鹿其外八笑人七偏人などを用ゐる積りであります。尤も科目は醜身痴理輕財の三通りに分て置ました三十一番（面野川厚）曰く本員は餘り笑つた事のない男です。のら笑ひ方に於ても甚だ事情に暗い。が全体笑ふと云ふものは其様なに態々愕校と建て稽古とさせなければ成らな。は。六ヶ敷もので御座います。又た稽古とさせるとして見事と凡そ何年間で笑愕と卒業するのであります。是も後愕のために何ひ度説迷異員曰く笑ひと云ふものは申々六ヶ敷もので其種類も随分澤山にありませす。一寸世間の人が知つて居る笑ひ方でも追従笑ひお世辭笑ひ化粧笑ひ苦笑ひ大笑ひヒヤカシ笑ひニコニコ笑ひムツクリ笑ひ轉げ笑ひ忍び笑ひ吹き出し笑ひ諧謔笑ひ鼻で笑ひ裏齒で笑ひ其外まだケツツ笑ひ

ケツツ笑ひクツツ笑ひアハハ笑ひなど餘は澤山に種類があります。のら是と一々覺へやうと云ふには中々容易な事ではありませぬ。故に卒業期限は三年と極る積りであります。尤も此の三年としたのも出鱈目ではありませぬ。彼の義太夫の稽古に笑ひ三年位も五年と云ふ奇則がある。のら夫と此處へ横取したのであります。（この時ヒヤ／＼の聲四方に起る）四十八番（糞出茂藏衛）曰く説述異員の誤説と承まはるに滑稽國なら笑ひと教る愕校と建ると云はれました。けれども強ち滑稽國の人間なら笑は無ければならぬと云ふ理屈はありますまい。ナゼかと云ふに元來滑稽と云ふものは笑ふべき者が笑ひ泣くべき者が泣いたのは決して滑稽ではありませぬ。猶これと分り易く云へば落語家が洒落と云ふのは滑稽ではなくして落語家が眞面目腐つて大學論語の講釋としたのが却つて滑稽であります。閻魔王が溢ッ面として居るのが滑稽ではなくして其溢ッ面の閻魔王が後る鍊卷でカッポレと踊つたのが却つて滑稽であります。然れば滑稽國の人間だのらとて強て笑はずとも無理に駄洒落と云はずとも只人の

意表に出で人と感腹せしめさへすれば夫で滑稽の用向は十分に足りますのら本員は殊更に笑愕校など建なくとも宜だらうと思ひます廿六番(熊野井苦四郎)曰く本員は原案と賛成致します併しながら一町村毎に一校では少し多過ぎせう尤も多いのはイッラ多くても宜しいけれども愕校の数が多いと随つて〇に大關係がありませうのら之と「三四町村毎に」と修正すれば無論原案の通りで結構です戯長曰くモウ饒舌り人もないやうですのら例の通り起立と仕ませう先づ原案に修正と加へると云ふ廿六番戯員の説に同意の人は突立たまへ「起立三十人餘」イヤ是は世話がなつた同意者が多いのら之に決します處で今度が第三條………書讀朗讀す曰く

第三條 笑愕校と卒業の後痴迂愕校に入り痴迂愕校と卒業の後怠愕校に入ると順序と爲す

但し酒伴愕校笑業愕校等に入れて之と専門とする者は此限にわらず

設迷異員(辻曾茂勇殿)曰く此の一ヶ條は篤とお話しとせねば諸君のやうな凡倉揃ひ

には迎も分りますまいのら聊の本員が老婆心と以て虚言やら本當やら分らない曖昧な講釋としてお聞に達しませう扱て笑愕校の事は前の一條で已に誤笑知でせうのら別段此處には辨じませんが痴迂愕校と怠愕校の事はまだ誤存じがありませうのら夫だけの事と辨じませうソコで痴迂愕校では何様な事と教るののと云ふと諸君も誤存じの通り男でも女でも十五六歳にもなると生意氣と云ふ出が腹の中へ湧て男はノソソ揚弓店へ素見に行たり私窩子と愚弄に行たりするやうに爲るし女はノソソと俳優の寫眞と抱て寐たり或ひは男振の美魂と噂するやうになりますのら其生意氣な奴と取つてまへて揚弓店へ行なら斯するが宜私窩子にはまり込むなら斯せねばならぬ或ひは俳優は此様なもので男の美醜と噂するなら斯々するが宜と云ふやうな事と事迷細に教へ夫のら怠愕校となると是に入門する頃には生徒もソット歳と取てモウ一人前の人間にあつて居るのら男はドンソソ女郎買と初め或ひは酒と飲み女はソットお轉婆になつて色男とこしらへ或ひは井戸邊怪談に出てマチャクチャ餘計なお



饒舌りとする頃です。此様な手にも齒にもオへない奴と捕つてのまへて女郎買とするには斯せよ酒と飲なら斯云ふ鹽梅に飲めよ又色男とこしらへるには斯せよ井戸邊怪談に出るなら斯々するが宜と云ふやうな事と事迷細に教授するのであります。コで何故に此の如き事と狂投するのと云ふに人間は七轉八起と云つて轉んでも見たり起ても見たり或ひは苦しんでも見たり樂んでも見たり色々の遣て見なければ自分の心も定まらず人の察しもありません。右の通り笑愕校のら痴迂愕校それら息愕校と段々に遣て来て卒業して見ると度々の語りが金はなし人は相手にして呉すと云ふ處まで押詰て来て「今日になり新作らうと思ひけり」と氣がつくと其處でヤツの事人間らしい人間が出来たらうと云ふ目的であります。爾して又た但し書的一件は右の笑愕痴迂愕忘愕の階子段と上らずに途中のら横圖ツ放へられて只酒ばかり飲で居る愕校へ這入て毎日ノラツツして居たり或ひは只「ヤッ」と獨身者が惣菜と賣つたの空店の姪子様が相手なしに笑つて居るやうに馬鹿笑ひに笑つて暮す愕校へ

這入ものは逆も話し相手にならない。此様な手にするが宜と云ふの意味であります。故に諸君は此譯柄と十分に呑込でイヤ餘まり呑込過ると再び出て来ない。先づ宜加減に早呑込み早合點の上で又この外に誤迷案もあれば遠慮なく誤笑談と願ひます。このとき何だのヤツパリ了解ナイ」と吐鳴る者あり二番(無駄奈折)曰く「只今は説迷委員迂曾茂勇藏君が長たらしい下手の長談議と遣のされましたが諸君は何で御座るの知らないが本質には何が何だの些とも了解ませんでした。些とも了解ないものと笑談する譯にも行かず又た外に迷案と出す譯にも行きません。何れでも宜折角こゝに第三條としてあるものです。先づ是も障らぬ神に崇りなし。雉子も鳴すは打れまいとして黙止して此儘にして置ふとおもひます。廿一番(壁荷耳有)曰く「本員は只今まで居睡りとして居て些とも知りませんでした。が原案に賛成の人があれば本員もそのお仲間入として同意だ。」藏長曰く「最早饒舌り人もない様子殊に格別小理屈と並べる人もないやうに見受られます。原案の見込と以て原案の通りに据置ます」

夫のら今度が第四條……書讀又た朗讀と初む曰く

第四條 狂員は成べく世事に通じて誰にでも氣に入る者と使ひ其月給は碌圓より

少なからず苦圓より多のらざる金額と支給をべし

十二番(岡目八目)曰く本員は此の原案の通りに若し行ならば至極大賛成ですがヨモや此様な旨い理屈には参りますまいナせならば人間と云ふものは十八十色と云ふ位なもので十人よれば十人百人よれば百人みんな面附の違つて居るはど了簡方も違つて居るものだから世事に通じて唐辛子と砂糖とを嚙むける者はありませうが十人が十人百人が百人誰にでも氣に入る者と云ふものは決してありませぬイヤ好んば有たにした處が馬鹿につける薬と同じ事で直段が高いのら逆も碌圓や質圓のハシマ錢では中々狂員には成て呉ないだらうと思ひます故に其様な無理な注文とするよりは寧ろその事ロハで働らいて呉る人間を探し出して狂員にするとしては如何なものでありませうの四十二番(唐辛子辛右衛門)曰く十二番戯員の仰しやる通り誰にでも氣に

入るなど、其様な都合の宜馬の頭へ牛の角と生して胴中へ鷲の羽と附着たやうな人間が容易にあるものでもなしト云つてロハで來て働いて呉ると云ふ人間も此奴も何だの當にならない注文だから本員の思ふには……ハテどうしたら宜の知ら何れ篤と考へて跡のら申しませう四十番(無敵流太)曰く狂員は矢の如しと云つて眞直に筋道と行ものでありさへすれば夫で宜しい決して人の氣に入らうが入るまいが其様な事は餘計なお世話だから早く何でも極たまへ戯長曰く大分欠伸が出るやうですのらモウ採決と致しませう先づ原按に同意の人は起立したまへ「起立三十八カ人」多數によつて之に決す次に第五條と朗讀せしむ曰く

第五條 諸悞校の費用は總て生徒の月謝金と以て支辨すと雖も若し不足と生ずる

ときは痴租五圓以上おさむる者の頭割と爲す

四十六番(鳥越苦郎太)曰く諸悞校の費用は凡ろ何のくらゐ掛るものか知りませぬけれども縦ひ百圓ツ、掛るにせよ千圓ツ、掛るにせよ皆これと生徒の總頭に割付て生

徒の父兄から出させて然るべきやう思ひます何となれば生徒から月謝も取り又五圓以上の痴租と納める者あらも出させると云ふ日になつて見ると餘り物事が十分すぎるのら終には掛りの役人が横着な了簡と出して手前が酒と飲た錢も女郎買とした借も皆な櫻校の入費の中へ打込で是も櫻校の爲に入た費用だ彼も櫻校の爲に遣つた金だと云ふやうになると何にも斯ふも費用のない譯になつて五圓以上の痴租と納める者は恰も櫻校の狂員その他掛りの者の爲に様の下の方持とするやうなもので實に馬鹿くしいのらは是は誤緯のないものと断念して只生徒だけに出させる事に致し度もので御座る三十三番(目玉丸)曰く如何さま誤尤もく本員は四十六番戯員の説と賛成致します九番(無田口菊雄)曰く本員は何方へドウ轉んでも自分の腹の痛む譯ではないのら何れにでも然るべきやう願ひます戯長曰く九番戯員のドウでも宜と云ふ誤説は至極戯長の氣に入りました諸君も斯云ふ風に出て下さると誠に世話がなくて宜ものゝ兎角に彼でも行ないの斯でも何だのと空ッ口ばかり敲られるので戯長も殆ん

を嫌おなつて仕舞をしたッコで此の戯題もモウ宜加減にして片と附度とおもひますのら先づ四十六番戯員の修正説に賛成の人も原按に賛成の人も九番戯員のドウでも宜と云ふ人も皆一所に突立たまへ「全怪總起立」戯長曰く然らば三通りに決しますハイ誤苦勞さま今日は先づ是でお仕舞だア

骨皮道人曰く是より猶日と續けて藝妓奇則、新發明笑牌授與奇則、居候情例な  
各種々の戯怪ありたれど餘り長さは却つて欠伸と引出すの媒介とならん事と恐  
れ一ト先づ是にて結局と爲す看客諸君よろしく娯笑知と乞ふ

明治廿四年二月十六日印刷  
全 廿四年二月 廿三日出版

實價金貳拾錢

版權登錄

著 作 者 西 森 武 城

東京市淺草藏前片町廿番地

發 行 者 目 黒 伊 三 郎

全京橋區南傳馬町二丁目五番地

印 刷 者 松 本 秋 齋

全本郷區湯嶋一丁目十三番地

版權所有

新潟縣古志郡長岡表町 目 黒 十 郎

發 行 所 東京市京橋區南傳馬町二丁目五番地  
全 支 店

東京大賣捌所

日本橋區新大坂町  
小林喜右衛門

全若松町  
榊原友吉

全本町四丁目  
杉本七百九

全本石町  
上田屋榮三郎

全通一丁目  
大倉孫兵衛

全通四丁目  
春陽堂

京橋區弓町  
松村孫吉

